

決算特別委員会次第 第1日

令和4年9月12日(月)

1. 委員長の互選
2. 議席の指定
3. 副委員長の互選
4. 議案上程(議案第57号から第61号まで)
補足説明、監査委員総括意見、質疑、討論、表決

出席委員(15人)

2番 古 仲 清 尚	3番 鈴 木 元 章	4番 安 田 健次郎
5番 吉 田 洋 平	6番 蓬 田 司	7番 船 木 正 博
8番 佐 藤 誠	9番 畠 山 富 勝	10番 進 藤 優 子
11番 笹 川 圭 光	12番 太 田 穰	13番 三 浦 利 通
14番 小 野 肇	15番 田 井 博 之	16番 小 松 穂 積

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局 長	岩 谷 一 徳
副事務局 長	清 水 幸 子
主 席 主 査	中 川 祐 司
主 事	菅 原 優 美

説明のため出席した者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監査委員(議会選出)	吉 田 清 孝
監査委員(非常勤)	鈴 木 誠	理 事	佐 藤 透
総務企画部長	八 端 隆 公	市民福祉部長	伊 藤 徹
観光文化スポーツ部長	佐 藤 雅 博	産業建設部長	田 村 力

企画政策課長	杉本一也	総務課長	湊智志
危機管理課長	小澤田一志	財政課長	鈴木健
税務課長	佐藤静代	福祉課長	高桑淳
介護サービス課長	菅原章	生活環境課長	佐藤淳
子育て支援課長	湊留美子	健康推進課長	佐藤一明
観光課長	長谷部達也	男鹿まるごと売込課長	沼田弘史
文化スポーツ課長	原田徹	農林水産課長	鎌田重美
建設課長	薄田修一	会計管理者	平塚敦子
教育総務課長	村井千鶴子	学校教育課長	笹渕美穂
農委事務局長	船木聖徳	監査事務局長	目黒一人
選管事務局長	(総務課長併任)		

午前10時01分 開 会

○臨時委員長（安田健次郎） これより決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例の規定により、委員長が決まるまで、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

これより本日の議事に入ります。

委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

委員長には、太田穰委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました太田穰委員を、委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました太田穰委員が委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

委員長交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

午前10時03分 再 開

○委員長（太田譲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合上、議席を指定いたします。議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

次に、副委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（太田譲） 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（太田譲） 御異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

副委員長には、笹川圭光委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました笹川圭光委員を、副委

員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(太田譲) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました笹川圭光委員が副委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時05分 再 開

○委員長(太田譲) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第57号令和3年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第58号から議案第61号までの令和3年度男鹿市各特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括して議題といたします。

当局の補足説明を求めます。平塚会計管理者

○会計管理者(平塚敦子) おはようございます。

それでは、私から議案第57号から議案第61号までの令和3年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

初めに、議案第57号令和3年度男鹿市一般会計歳入歳出決算についてであります。

一般会計歳入歳出決算書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。款ごとの収入済額、不納欠損額、収入未済額と主な内容について申し上げます。

1 款市税の収入済額は31億8,292万407円、不納欠損額は2,170万7,342円、収入未済額は1億1,491万451円であります。

2 款地方譲与税の収入済額は1億9,990万667円、以下、収入済額で、3 款利子割交付金は133万円、4 款配当割交付金は650万5,000円、5 款株式等譲渡所得割交付金は896万6,000円であります。

次のページをお願いいたします。

6 款法人事業税交付金は3,399万5,000円、7 款地方消費税交付金は6億

4, 590万8, 000円、8款ゴルフ場利用税交付金は724万5, 700円、9款環境性能割交付金は935万6, 000円、10款国有提供施設等所在市助成交付金は918万5, 000円、11款地方特例交付金は7, 464万8, 000円、12款地方交付税は72億7, 941万1, 000円。

次のページをお願いいたします。

13款交通安全対策特別交付金は287万7, 000円、14款分担金及び負担金は、収入済額1, 388万2, 073円で老人ホーム入所者負担金などがあります。

収入未済額は、3, 638円で、老人ホーム入所者負担金であります。

15款使用料及び手数料は、収入済額1億9, 493万1, 375円で、市営住宅使用料、家庭系一般廃棄物処理手数料などがあります。

収入未済額は773万7, 720円で、市営住宅使用料などがあります。

16款国庫支出金は28億3, 298万3, 427円で、生活保護費負担金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金などがあります。

17款県支出金は11億1, 754万632円で、介護・訓練等給付費等負担金、国民健康保険基盤安定負担金などがあります。

18款財産収入は、収入済額2, 562万7, 464円で市有土地貸付収入などがあります。

収入未済額は970万5, 236円で、市有土地貸付収入であります。

次のページをお願いいたします。

19款寄附金は4億7, 610万2, 500円で、「なまはげの里男鹿」応援寄附金、企業版ふるさと納税寄附金などがあります。

20款繰入金は1億1, 430万8, 585円で、財政調整基金繰入金などがあります。

21款繰越金は3億1, 298万5, 806円であります。

22款諸収入は、収入済額が4億1, 567万3, 658円で、男鹿市中小企業振興資金預託金などがあります。

不納欠損額は138万6, 763円、収入未済額は4, 015万9, 544円で、生活保護費返還金などがあります。

23款市債は14億6, 180万6, 000円であります。

以上、歳入合計は、予算現額が185億9,957万5,000円に対しまして、調定額は186億2,345万8,316円で、うち収入済額は184億2,808万9,294円となり、調定額に対する収入率は98.95パーセントとなっております。

不納欠損額は2,309万4,105円、収入未済額は1億7,251万6,589円となったものであります。

7ページをお願いいたします。

次に歳出であります、款ごとの支出済額及び翌年度繰越額と主な内容について申し上げます。

1款議会費は、支出済額が1億6,544万600円、2款総務費は27億2,031万8,945円で、市庁舎大規模改修に係る工事請負費などであり、翌年度繰越額は1,461万4,700円で、行政手続オンライン化事業、総合行政情報システム更新事業、地籍調査事業であります。

3款民生費は61億3,886万4,108円で、生活保護費などであり、翌年度繰越額は5,770万円で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業であります。

4款衛生費は16億7,482万1,986円で、男鹿みなと市民病院事業会計負担金及び補助金などであり、

次の8ページをお願いいたします。

5款労働費は、支出済額が2,827万2,394円で、男鹿市シルバー人材センター補助金などであり、

6款農林水産業費は7億4,095万5,343円で、多面的機能支払交付金、経営体育成基盤整備事業費負担金などであり、翌年度繰越額は3,254万2,600円で、経営体育成基盤整備事業費負担金などであり、

7款商工費は12億4,350万4,745円で、ふるさと納税返礼業務委託料、プレミアム付商品券事業費補助金などであり、翌年度繰越額は107万8,000円で、自然公園等施設整備事業負担金であります。

8款土木費は13億4,182万2,465円で、道路補修及び道路改良工事などであり、

9款消防費は9億5,440万4,173円で、男鹿地区消防一部事務組合負担金、防災行政無線送信設備更新工事などであります。

次のページをお願いいたします。

10款教育費は、支出済額が12億8,829万2,269円で、教育施設整備基金積立金、体育施設指定管理料などあります。翌年度繰越額は、138万6,000円で、公民館管理費であります。

11款災害復旧費は1,602万9,500円で、県単局所防災工事などあります。

12款公債費は16億6,145万5,948円であります。

以上、歳出合計は、予算現額185億9,957万5,000円に対しまして、支出済額は179億7,418万2,476円で、執行率は96.64パーセントであります。翌年度繰越額は1億732万1,300円となっております。

この結果、歳入歳出差引残額は4億5,390万6,818円となり、うち1億9,100万円を財政調整基金に繰入れしたものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、11ページからの事項別明細書に記載のとおりであります。

続きまして、各特別会計の歳入歳出決算について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、特別会計歳入歳出決算書の3ページをお願いいたします。

議案第58号令和3年度男鹿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

まず、歳入であります。1款国民健康保険税は、収入済額が5億6,383万4,045円、不納欠損額が779万2,082円、収入未済額は1億298万6,456円であります。

2款使用料及び手数料は、収入済額が28万8,600円、3款国庫支出金は63万3,000円で、災害等臨時特例補助金であります。

4款県支出金は29億9,547万6,636円で、保険給付費等交付金などあります。

5款財産収入は7,655円で、財政調整基金利子であります。

6款繰入金は3億5,790万2,171円で、一般会計繰入金であります。

7款繰越金は4,065万2,289円、8款諸収入は、269万4,383円であります。

次のページをお願いいたします。

以上、歳入合計は、予算現額が40億137万1,000円に対しまして、調定額は40億7,222万7,417円で、うち収入済額は39億6,148万8,779円となり、調定額に対する収入率は97.28パーセントであります。

不納欠損額は779万2,082円、収入未済額は1億298万6,456円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。1款総務費は、支出済額が1億202万3,158円、2款保険給付費は28億8,697万2,589円、3款国民健康保険事業費納付金は8億7,776万2,866円、4款共同事業拠出金は76円、5款保健事業費は2,077万4,592円。

次のページをお願いいたします。

6款基金積立金は支出済額が7,655円、8款諸支出金は471万4,900円で、保険税還付金などあります。

以上、歳出合計は、予算現額40億137万1,000円に対しまして、支出済額は38億9,225万5,836円で、執行率は97.27パーセントとなっております。

この結果、歳入歳出差引残額は6,923万2,943円となり、うち3,500万円を財政調整基金に繰入れしたものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、7ページからの事項別明細書に記載のとおりであります。

なお、このたびの国民健康保険の不当利得に関する事務処理誤りについては、令和3年度予算出納閉鎖後に判明したことから、令和4年度において過年度分として調定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に27ページをお願いいたします。

続きまして、議案第59号令和3年度男鹿市診療所特別会計歳入歳出決算についてであります。

まず、歳入であります。1款診療収入は、収入済額が282万9,642円、2款国庫支出金は433万4,000円で、へき地診療所費補助金であります。

3款繰入金は827万1,000円で、一般会計繰入金などあります。

4款繰越金は312万5,870円、5款諸収入は1万3,200円あります。

以上、歳入合計は、予算現額2,117万9,000円に對しまして、調定額、収入済額ともに、1,857万3,712円となり、調定額に對する収入率は100パーセントあります。

次のページをお願いいたします。

次に歳出であります。1款総務費は、支出済額が1,603万2,808円あります。

以上、歳出合計は、予算現額2,117万9,000円に對しまして、支出済額は、1,603万2,808円で、執行率は75.70パーセントあります。

この結果、歳入歳出差引残額は254万904円となったものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、29ページからの事項別明細書に記載のとおりであります。

次に37ページをお願いいたします。

続きまして、議案第60号令和3年度男鹿市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、保険事業勘定の歳入であります。1款保険料は、収入済額が8億1,885万5,475円で不納欠損額は228万4,368円、収入未済額が751万4,487円あります。

2款使用料及び手数料は、収入済額が8万5,260円、3款国庫支出金は13億8,223万6,253円で、介護給付費負担金などあります。

4款支払基金交付金は13億3,896万2,000円で、介護給付費交付金などあります。

5款県支出金は7億1,665万4,649円で、介護給付費負担金などあります。

6款財産収入は9,234円で、財政調整基金利子であります。

7款繰入金は10億8,798万274円で、一般会計繰入金などあります。

次のページをお願いいたします。

8款繰越金は4,706万8,617円、10款諸収入は6,513万4,508円で、介護給付費返還金などであります。

以上、歳入合計は、予算現額が54億3,647万8,000円に対しまして、調定額は54億6,545万6,425円、うち収入済額は54億5,698万6,270円で、調定額に対する収入率は99.82パーセントであります。

不納欠損額は228万4,368円、収入未済額は751万4,487円であります。

39ページをお願いいたします。

歳出であります。1款総務費は、支出済額が1億648万617円、2款保険給付費は47億8,022万7,575円、4款基金積立金は6,512万1,075円、5款地域支援事業費は1億2,951万9,736円あります。

次のページをお願いいたします。

7款諸支出金は2億3,084万1,343円で、過年度分国庫負担金等返還金であります。

以上、歳出合計は、予算現額54億3,647万8,000円に対しまして、支出済額は53億1,290万346円で、執行率は97.71パーセントであります。

この結果、歳入歳出差引残額は1億4,479万5,924円となり、うち7,300万円を財政調整基金に繰入れしたものであります。

次に41ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入であります。1款サービス収入は、収入済額が58万1,320円あります。

以上、歳入合計は、予算現額624万7,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに58万1,320円で、収入率は100パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。1款諸支出金は、支出済額が58万1,320円で、歳入の全額を保険事業勘定に繰出ししたものであります。

以上、歳出合計は、予算現額624万7,000円に対しまして、支出済額は58万1,320円で、執行率は93.83パーセントであります。

歳入歳出同額のため、差引残額はないものであります。

保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出の詳細につきましては、次の43ページからの事項別明細書に記載のとおりであります。

次に75ページをお願いいたします。

続きまして、議案第61号令和3年度男鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

まず、歳入であります。1款後期高齢者医療保険料は、収入済額が2億6,022万4,665円で、不納欠損額は9万1,600円、収入未済額は100万4,950円であります。

2款使用料及び手数料は5万4,900円、3款繰入金は1億4,886万1,982円で、一般会計繰入金であります。

4款繰越金は190万3,361円、5款諸収入は20万9,300円あります。

以上、歳入合計は、予算現額4億1,030万9,000円に對しまして、調定額は4億1,160万2,758円、うち収入済額は4億1,125万4,208円で、調定額に対する収入率は99.73パーセントであります。

不納欠損額は9万1,600円、収入未済額は100万4,950円あります。

次のページをお願いいたします。

次に歳出であります。1款総務費は、支出済額が1,659万2,402円、2款後期高齢者医療広域連合納付金は3億9,217万1,000円、3款諸支出金は、25万6,900円で、保険料還付金であります。

以上、歳出合計は、予算現額4億1,030万9,000円に對しまして、支出済額は4億902万302円で、執行率は99.69パーセントであります。

以上の結果、歳入歳出差引残額は223万3,906円となったものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、77ページからの事項別明細書に記載のとおりであります。

以上で、令和3年度男鹿市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について説明を終わらせていただきますが、御認定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○委員長（太田譲） 次に、監査委員から決算審査における総括意見を求めます。鈴木代表監査委員

○監査委員（鈴木誠） おはようございます。

それでは、令和3年度の男鹿市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見及び基金運用状況審査意見並びに健全化判断比率審査意見について、御報告させていただきます。

座って報告させていただきますので、御了承願います。

初めに、一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見及び基金運用状況審査意見についてであります。

お手元に配付しております決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象でございますが、令和3年度の一般会計歳入歳出決算と四つの特別会計の歳入歳出決算及び三つの基金の運用状況を審査いたしました。

3の審査の主な実施内容であります。審査は男鹿市監査基準に準拠して実施したもので、決算審査は市長から送付されました令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書等について、諸帳簿等関係書類の閲覧、帳簿突合等の監査手続を適用して、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査いたしました。

また、基金運用状況審査は、各基金の運用状況報告書について、基金台帳及び関係書類の閲覧、帳簿突合等の監査手続を適用して、計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査いたしました。

2ページをお開き願います。

5の審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に適合して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、正確であると認められました。

また、予算の執行及び経営に係る事業の管理に関する事務は、おおむね適正に行われているものと認められました。

審査過程で見受けられました事務手続等において留意すべき点については、審査時に担当職員に口頭で指導、または是正の検討を要望しております。

また、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金のうち、男鹿市奨学基金及び男鹿市農業振興資金貸付基金については、それぞれの設置目的に沿って運用さ

れており、計数的にも正確であると認められました。

男鹿市畜産振興資金貸付基金については、令和3年度における貸付けにより、貸付原資が枯渇したことから、男鹿市農業振興資金貸付基金と一体的に運用することとし、令和4年4月1日に施行された男鹿市農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例により、本基金は廃止されております。

それでは、審査の概要を御説明いたします。

先ほどの補足説明と重なる部分もございますが、御了承願いたいと思います。

3ページを御覧ください。

一般会計及び特別会計を合わせた決算総額でございますが、予算現額284億7,515万9,000円に対し、歳入が282億8,225万3,000円、歳出が276億954万3,000円で、歳入歳出差引額が6億7,271万円の黒字となっております。

また、決算総額を前年度と比べると、歳入では16億2,466万1,000円、増減率で5.4パーセント、歳出では15億2,063万5,000円、増減率で5.2パーセント、それぞれ減少し、歳入歳出差引額では1億402万6,000円、増減率で13.4パーセント減少しております。

4ページをお開き願います。

普通会計における主な財政指標の推移でございます。

(1) の実質収支比率は、財政運営の健全性を判断するために用いられる指標で、おおむね標準財政規模の3パーセントから5パーセント程度が望ましいとされております。当年度は4.1パーセントで、前年度より1.1ポイント低下しております。

(2) の財政力指数は、財政力の強弱を判断するために用いられる指標で、1に近いほど財政力が強く、財源に余裕があるとされております。当年度は0.348で、前年度より0.006ポイント低下しております。

(3) の経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するために用いられる指標で、80パーセントを超えると財政構造が硬直化傾向にあるとされております。当年度は87.7パーセントで、前年度より5.2ポイント低下しております。

(4) の実質公債費比率は、公債費による負担の度合いを判断するために用いられる指標で、公営企業の公債費への一般会計繰出金等を含めた実質的な公債費の標準財

政規模に対する比率を表したもので、18パーセント以上の団体は、地方債の起債に当たり許可が必要となります。25パーセント以上の団体は、一定の地方債の起債が制限されることとなります。当年度は9.4パーセントで、前年度より0.2ポイント低下しております。

次に、5ページでございますが、3の市債現在高の状況でございます。

令和3年度末現在高は136億479万9,000円となっております。前年度末現在高と比べて1億5,189万4,000円、率にして1.1パーセント減少しております。

4の基金現在高の状況でございますが、令和3年度末現在高は、一般会計及び特別会計を合わせて51億1,808万4,000円となっております。前年度末現在高と比べて9億8,512万2,000円、率にして23.8パーセント増加しております。

6ページをお開き願います。

一般会計の概況でございますが、一般会計決算額は、歳入が184億2,808万9,294円、歳出が179億7,418万2,476円で、歳入歳出差引額は4億5,390万6,818円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源7,233万8,300円を差し引いた実質収支では3億8,156万8,518円となっております。

下の表であります。当年度の決算額を前年度と比べますと、歳入は16億1,238万4,707円、率にして8パーセント、歳出は14億7,330万5,719円、率にして7.6パーセント、それぞれ減少しております。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支3億8,156万8,518円につきましては、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金へ1億9,100万円を繰り入れ、残る1億9,056万8,518円が翌年度に繰り越されるものであります。

11ページをお開き願います。

歳入のうち、市税の状況でございます。

市税の収入済額は31億8,292万407円で、歳入総額に占める割合は、10ページの表の一番上に記載しておりますが、17.3パーセントとなっております。

前年度と比べまして1億505万7,850円、率にして3.2パーセントの減収となり、収入率は95.9パーセントで、前年度より0.9ポイント上昇しております。

市税は、自主財源の根幹をなすもので、その確保が行財政運営上、極めて重要であり、市民の納税の公平性を確保するためにも、引き続き、未申告者及び収入未済額の解消に努めるよう望むものであります。

13ページをお開き願います。

上の表は、市税の減免状況でございます。減免の件数は370件で、金額は667万4,000円となっております。いずれも市税条例に基づき処理されており、減免は適正なものとして認められました。

また、市税の不納欠損処分額は下の表のとおりで、合計448人で、2,170万7,342円となっております。

いずれも地方税法に基づき、適正に処理されているものと認められました。

28ページをお開き願います。

税外収入未済額の状況でございます。市税以外の収入未済額は5,760万6,138円となっており、前年度と比べて316万1,032円増加しております。これは、生活保護費返還金が増加したことなどによるものであります。

未納者の実態の把握に努め、滞納とならないよう、未納の初期段階から適切な納付指導を行うとともに、滞納となっているものについては、所管課と税務課の連携を密にして債権移管等に適切に対応し、収納に当たるなど、その早期解消に努められるよう望むものであります。

44ページをお開き願います。

委託料の状況でございますが、支出済額は20億64万9,956円で、前年度と比べて8,436万24円、率にして4.4パーセント増加しております。

業務委託は、多くが地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約によって行われておりますが、随意契約にあっても2者以上の見積書を徴取し、競争性を確保する必要があるため、真にやむを得ない理由がある場合は1者からの見積書で契約することになりますが、その場合であっても、内容を精査し、価格交渉を行うなど適正な価格による契約に努めるよう望むものであります。

45ページを御覧ください。

指定管理の状況でございますが、指定管理料の支出があったものは11件で、支出済額は6億5,504万1,944円となっております。

指定管理者制度による公の施設の管理については、民間事業者のノウハウを活用することによって住民サービスの向上や管理運営経費の節減につなげるという目的が達成できるよう、指定管理者制度の運用に係るガイドラインに基づき、管理業務や経理の状況を確認し、指導・助言を適宜行うなど、モニタリングを適切に実施するよう望むものであります。

47ページを御覧ください。

負担金、補助及び交付金の状況でございますが、支出済額は47億4,995万8,702円で、前年度と比べて27億494万4,245円、率にして36.3パーセント減少しております。

補助金については、交付決定に当たって補助内容や補助金額の妥当性を厳正に審査するとともに、実績の評価・検証により、随時見直しを行い、効率的で効果的な事業の実施に努めるよう望むものであります。

48ページを御覧ください。

一般会計から他会計等への繰出金等の状況でございます。

主な支出先は、繰出金では、国民健康保険や介護保険などの特別会計で、金額は表に記載のとおりでございます。

また、負担金・補助金では、男鹿地区消防一部事務組合へ6億8,295万円、下水道事業会計へ5億5,575万1,000円、男鹿みなと市民病院事業会計へ4億8,758万2,000円などとなっております。

次に特別会計の概要について、御説明いたします。

49ページを御覧ください。

初めに、国民健康保険特別会計の決算の概要でございますが、歳入決算額は39億6,148万8,779円、歳出決算額は38億9,225万5,836円で、歳入歳出差引額は6,923万2,943円の黒字となっております。

当年度の実質収支6,923万2,943円につきましては、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金へ3,500万円を繰入れ、残る3,423万2,

9 4 3 円は翌年度に繰り越されます。

5 1 ページをお開き願います。

保険税の収入状況であります。収入未済額は1億298万6,456円で、前年度より604万5,127円減少しておりますが、保険税は国民健康保険事業運営の根幹をなしており、被保険者間の税負担の公平を確保する観点からも、引き続き滞納額の縮減に努めるよう望むものであります。

5 2 ページをお開き願います。

国民健康保険税の減免状況につきましては、上の表のとおりでございます。いずれも国民健康保険税条例に基づき処理されており、減免は適正なものと認められました。

また、不納欠損処分につきましては、下の表のとおりでございます。いずれも地方税法に基づき、適正に処理されているものと認められました。

5 5 ページをお開き願います。

診療所特別会計の決算の概要でございますが、歳入決算額が1,857万3,712円、歳出決算額が1,603万2,808円で、歳入歳出差引額は254万904円の黒字となっております。

当年度の実質収支254万904円につきましては、全額が翌年度に繰り越されます。

5 8 ページをお開き願います。

介護保険特別会計保険事業勘定の決算でございます。

歳入決算額は54億5,698万6,270円、歳出決算額は53億1,219万346円で、歳入歳出差引額は1億4,479万5,924円の黒字となっております。

当年度の実質収支1億4,479万5,924円につきましては、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金へ7,300万円を繰入れ、残る7,179万5,924円は、翌年度に繰り越されます。

6 0 ページをお開き願います。

介護保険料の収入状況でございますが、収入済額は8億1,885万5,475円で、その内訳は表のとおりとなっております。

不納欠損額は228万4,368円で、介護保険法の規定により、処理されており

ます。

64ページをお開き願います。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定でございますが、これは居宅介護支援事業等の運営に係る勘定科目でございます。

決算の概要でございますが、歳入決算額は586万1,320円で、歳出決算額も同額となっております。

66ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の決算の概要でございますが、歳入決算額は4億1,125万4,208円で、歳出決算額は4億902万302円となり、歳入歳出差引額は223万3,906円の黒字となっております。

当年度の実質収支223万3,906円につきましては、全額が翌年度に繰り越されます。

71ページをお開き願います。

財産に関する調書のうち、一般会計の、(4)の積立基金でございますが、七つの積立基金の令和3年度末現在高の合計は42億2,248万1,000円で、前年度末と比べると11億635万9,000円増加しております。このうち、財政調整基金は6億9,115万5,000円、過疎地域持続的発展基金は1億690万5,000円、それぞれ増加しております。

73ページを御覧ください。

令和3年度基金運用状況審査概要でございますが、地方自治法第241条第5項の規定による定額の資金を運用するための基金の運用状況を審査した結果、奨学基金及び農業振興資金貸付基金につきましては、基金運用状況報告書の計数は正確であり、それぞれの設置目的に沿って適正に運用されていると認められました。

男鹿市畜産振興資金貸付基金につきましては、75ページを御覧ください。

2ページの「審査の結果」においても説明いたしましたが、本基金は畜産の振興を図る目的をもって効率的な資金貸付を行うために設置されたもので、301万4,091円の前原資をもって運用されていたものであります。

令和3年度に300万円の貸付けが行われたことにより、貸付原資が枯渇したことから、男鹿市農業振興資金貸付基金と一体的に運用することとし、令和4年4月1日

に施行された男鹿市農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例により、本基金は廃止されたものであります。

76ページをお開き願います。

「むすび」でございますが、朗読させていただきます。

令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の概要は、次のとおりである。

当年度は、前年度に続き、新型コロナウイルスの感染拡大の波が繰り返し押し寄せたことから、市民生活や社会活動、地域経済等に様々な影響が及んでおり、市の施策・事業においても、2年連続で中止や延期を余儀なくされ、その内容を見直さざるを得ないものも少なからず見受けられた。

こうした状況の下、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染拡大の防止や、地域経済、市民生活への各種の支援対策等を適時・適切に実施するため、一般会計では、16度にわたって補正予算が編成され、前年度に次いで規模の大きい予算が執行された。

一般会計及び4特別会計を合わせた決算総額は、歳入が282億8,225万3,000円、歳出が276億954万3,000円となり、実質収支は、一般会計が3億8,156万9,000円、特別会計が2億1,880万3,000円で、総額が6億37万2,000円となった。

また、令和3年度末の市債残高は、一般会計で136億479万9,000円、基金残高は、一般会計及び特別会計を合わせて51億1,808万4,000円となっている。

一般会計決算の歳入は、総額が184億2,808万9,000円で、前年度より16億1,238万5,000円、8.0パーセント減少しており、その内訳を見ると、増加額が大きい主なものは、地方交付税5億7,946万1,000円、市債1億4,193万4,000円、繰越金1億2,004万7,000円などであり、減少したものは国庫支出金21億9,637万5,000円、寄附金1億1,922万5,000円、市税1億505万8,000円などである。

歳出は、総額が179億7,418万2,000円で、前年度より14億7,330万6,000円、7.6パーセント減少しており、増加額の大きい主なものは、民生費7億9,769万2,000円、衛生費1億8,136万8,000円、土木費

1億2,390万4,000円などで、減少したものは総務費20億8,868万4,000円、公債費3億3,504万8,000円、農林水産業費1億9,143万8,000円などである。

普通会計における財政指標を見ると、財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は87.7パーセントで、前年度より5.2ポイント低下しているが、依然、財政構造の硬直化傾向が改善されている状況にはない。

公債費による負担の度合いを判断するための実質公債費比率は9.4パーセントで、前年度より0.2ポイント低下しており、わずかながら改善傾向が続いている。

今後、歳入で大きな比率を占める地方交付税や市税については、人口減少や地域経済の低迷等によって収入の増加を見込むことが難しく、一方、歳出では、社会保障費や公共施設等の経年劣化による修繕・更新費等の増大が必至であることから、限られた財源の下での厳しい財政運営が避けられないと思われる。

このため、市政全般にわたってコスト削減を徹底することはもとより、施策・事業については、同一の内容で漫然と実施することなく、「選択と集中」や「スクラップ・アンド・ビルド」等により、最少の経費で最大の効果を上げる努力を続けていくことが一層重要となる。

こうした中で、5年間にわたる第4次行政改革大綱への取組は終了し、その取組事項の評価を見ると、34項目中28項目、82.4パーセントが「目標を達成した」、または「おおむね目標を達成した」とされ、歳入増加・歳出削減の効果は約11億円と算出されている。

特に、施策・事業の目標の達成度や費用対効果の厳正かつ客観的な評価等を行い、次年度の予算編成等に反映させるための「行政評価実施の検討」については、早期実施を強く要望してきたが、前倒しで外部評価を含む本格運用の体制が整備されたことから、今後は市政の一層の透明性の確保と、より効率的で効果的な財政運営につながるよう期待したい。

また、本市全体の活性化への波及効果が期待される、男鹿駅周辺の整備については、広場や商工業チャレンジ施設等のハード面の整備が完了し、若者による起業への取組等もスタートした。

複合観光施設「オガール」との一体的な利活用によって、市民や観光客等の来訪者

が絶えることのない、にぎわい創出の拠点として、また、観光、農業、漁業、商工業など、多様な地場産業の新たな取組を促進する拠点としての機能が十分に発揮されるよう、関係団体等との連携を一層密にしながら、ソフト面の支援対策等を継続的に実施されたい。

人口の減少や高齢化の進行等に加え、長引くコロナ禍によって閉塞感も増しているが、今こそ市はピンチをチャンスに変える気概をもって、将来に向けた発展の可能性を引き出し、伸ばすためにできることを一つ一つ積み重ねていくことが重要であり、こうした取組に全力を傾注されるよう望むものである。

以上でございます。

次に、令和3年度男鹿市健全化判断比率審査意見書を御覧ください。

1 ページをお開き願います。

審査の対象でございますが、令和3年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査いたしました。

審査の結果でございますが、一つ目の実質赤字比率につきましては、早期健全化基準比率は13.21パーセントとなっておりますが、一般会計等の実質収支が黒字であるため、比率は生じておりません。

二つ目の連結実質赤字比率につきましては、男鹿市の全会計を対象とした実質赤字額、または資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、早期健全化基準比率は18.28パーセントとなっておりますが、連結実質収支が黒字であるため、比率は生じておりません。

三つ目の実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金などを含めた実質的な公債費の標準財政規模に対する割合の3か年平均値を指標化し、市の実質的な借金返済の負担の重さを表す比率で、令和3年度決算では早期健全化基準比率25パーセントに対し9.4パーセントとなっており、前年度決算と比べて0.2ポイント低下しております。

四つ目の将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります。令和3年度決算では早期健全化基準比率350パー

セントに対し36.6パーセントとなっており、前年度決算と比べて16.1ポイント低下しております。

また、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、令和3年度男鹿市一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率に係る審査意見を述べさせていただきました。

どうかよろしく願いいたします。

○委員長（太田譲） 以上で、補足説明及び監査委員からの総括意見が終わりました。

質疑につきましては、慣例により、初めに一般会計についての質疑を行い、一般会計の質疑が終了してから特別会計の質疑に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（「委員長」と言う者あり）

○委員長（太田譲） 暫時休憩します。

午前11時07分 休 憩

午前11時08分 再 開

○委員長（太田譲） 会議を再開いたします。

これより一般会計についての質疑に入ります。

順次発言を許します。14番小野委員の発言を許します。14番小野委員

○14番（小野肇委員） 皆さん、お疲れさまでございます。

まず、菅原市長におかれましては、なまはげライド、梨まつり、よさこいの行事、お疲れさまでございました。また、土日に出勤されました市職員の皆様、本当にお疲れさまでした。皆様の下支えがあってこそ市民が安心して暮らせると思いますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

私からは令和3年度の決算全般についてお聞きしたいと思います。

少し細かいことをお聞きいたしますが、性格が細かいものですから、どうか御了承願いたいと思います。

また、決算の場で聞くことではないと思われる方もいらっしゃると思いますが、全般に関係する質問ということで、どうかよろしく願いしたいと思います。

まず一つ目、デジタル社会の実現に向けた本市の取組について、令和3年度の決算のことでお聞きしたいと思います。

デジタル庁ができて1年になりますけども、デジタル社会で目指す六つの姿が示されております。デジタル化による成長戦略、医療、教育、防災、子ども等のデジタル化、デジタル化による地域の活性化、誰一人取り残されないデジタル社会、そしてデジタル人材の育成と確保、D F F Tの推進をはじめとする国際戦略です。

国と自治体はサービスの提供、システムの整備、データ標準の策定を行いますけども、令和3年度に行った事業の中でデジタル社会の推進に係るものは何かお聞きいたします。また、人材の確保、育成等についても令和3年度では、どのようなことをされたかお聞きしたいと思います。

それと、コロナ禍の現状において、対面での業務や感染リスクの低減・回避のために、リモートワークを行っていると思います。令和3年度にリモートワークで県や関係機関との会議、また、市役所の本庁舎から離れております支所や消防、企業局、みなと市民病院などとの会議にリモートワークを活用しているか、そこを少しお聞きしたいと思います。

それと、観光情報発信事業を行っております、令和3年度。ある意味、観光に来ていただいた観光客の皆さんからSNS等で発信していただき、本市のPRをしてもらうのも一つの手だてだと思います。そのためには光ファイバーが必須でございます。令和3年度の光ファイバー世帯カバー率はどのくらいになっているか、また、観光施設や景勝地での整備は完了されているのか、そこもお聞きしたいと思います。

二つ目、公共施設の自動水栓化についてでございます。

令和3年度の決算において、たくさんのコロナ感染症の交付金活用事業が行われておりますが、公共施設の感染予防に最も効果がある蛇口の自動水栓化が進んでいないように思われます。この決算を見る限り。蛇口を開けたときに手に付いている菌が付着し、せっかく手を洗っても閉めた時に蛇口に付いている菌がまた付着いたします。それでは手を洗った意味がございません。タッチレス水栓ならウイルス付着の心配が軽減いたします。また、風邪やインフルエンザの感染予防にもつながります。さらには水の出しっぱなしの対策にもなり、節水にもつながります。民間企業の施設では、トイレの自動水栓が当たり前のようになってきております。そもそも感染予防を徹底

するには自動水栓化を最初にやるべきで、国の手厚い交付金で実施できるのです。このことは市民からも要望がございます。9月定例会の冒頭の市長説明の中で新型コロナウイルス感染症への対応で市民へメッセージを発信しております。気を緩めることなく基本的な感染予防対策の徹底をすることです。基本的な感染予防、それは手洗いと手指消毒ではないでしょうか。市民に感染予防の徹底をお願いすると同時に、不特定多数の市民が利用する公共施設、とりわけ市役所内の整備の完成を令和3年度決算では見受けられません。これをまず行うべきではありませんでしょうか。

それと2番といたしまして、市で管理する施設の自動水栓化、この辺何パーセント行っているかお聞きしたいと思います。令和3年度現状で結構でございます。

それと、陸上に設置する風力発電について少しお尋ねしたいと思います。

令和3年度に行った消防・救急施設の整備がありますけども、消防力の充実・強化を図るため、消防施設及び安全装備品の更新整備を行ったようですけども、陸上風力発電の火災発生時の対応について少しお聞きしたいと思います。

由利本荘市西目で令和2年12月20日、風力発電設備のナセルの火災が発生いたしました。ナセル内の制御盤の放電が原因だと伺っております。地上80メートルでの火災で、はしご車が届かずに、十分な消火活動ができなかったようでございますけども、本市ではどのように対応するのでしょうか。

また、野石地区にも多くの風力発電設備が稼働しております。ですが、周辺には水道施設がなく、消火栓がございません。風力発電の設置場所には、消火設備から離れた場所が本市では多々ございます。火災発生時の対応はどのようになるのか、少しその辺もお聞きしたいと思います。あわせて積雪時の対応、近くに行けませんので、その辺の対応もお聞きしたいと思います。

それと関連しまして、クリーンなイメージの再生可能エネルギーで風力を活用する大小幾つもの風力発電設備が市内に設置されておりますけども、現在まで電波障害や耳鳴りがする、眠れない、頭が痛いなどの風車が発生する超低周波が要因と思われる体調不良の報告や問合せが市にあったか、また、その解決に対応できることは市として何か、そこをお聞きしたいと思います。

細かくて申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

○委員長（太田譲） 湊総務課長

○総務課長（湊智志） それでは、私のほうからは、1のデジタル社会の実現に向けた本市の取組というところの一つ目と二つ目、3年度の実施した事業と、あとリモートワークというところ、お答えさせていただきます。

国におきましては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定されまして、全国の自治体において、一つとして、自らが担う行政サービスにつきまして、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性向上を図ることが一つと、また、二つ目といたしまして、デジタル技術やA I等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげることが求められているところでございます。

この方針を受けまして、本市といたしましては、自治体D X推進計画におきまして、重点取組事項として位置づけている、まず六つの事項について優先的に取り組んでいくこととしております。一つ目といたしまして、自治体情報システムの標準化・共通化、二つ目がマイナンバーカードの普及促進、三つ目が自治体の行政手続のオンライン化、四つ目が自治体のA I、R P Aの利用推進、五つ目がテレワークの推進、六つ目がセキュリティ対策の徹底でございます。

こうしたことを踏まえまして、具体的に令和3年度実施した事業等々でございますが、まずはオンライン会議の環境整備ということで、オンライン会議ができることを目的とした端末60台を購入してございます。

二つといたしまして、この端末を利用したペーパーレス会議システムの導入、今現在、議会等々でも使われておりますシステムを導入してございます。

それと三つといたしまして、市の決裁業務、電子決裁システム導入のためのシステム改修も行ってございます。これを踏まえて今年度、令和4年度の6月からは電子決裁を実施しているところでございます。

こういったところが主に取り組んできた事業でございまして、今後も市業務の効率化やペーパーレス化が図られるよう、引き続き地道に進めていきたいというところでございます。

それと、先ほど小野委員からありました庁外での会議とリモート関係、これについても、オンライン会議の環境整備の中でかなり研修等も外部とは使われておりまして、貸出し用に3台、4台あるんですけども、それらもほぼ毎日使われているよう

な状況で、研修ですとか会議、庁外での会議、こういったもので活用されているところでございます。

そしてまた、庁内での業務については、この会議システムを使いまして、ペーパーレス化を図って取り組んでいるというところでございます。

もう二つ、リモートワークということで、新型コロナの関係で市のほうでも濃厚接触者、結構出ておりまして、これについても地方公共団体情報システム機構という団体があるんですけども、これが提供している実証事業、自治体テレワークシステムというものがございまして、これが無料で昨年度、今年度、使えることになっておりますので、これに申し込みまして、昨年度はなかったんですが、今年度5人程度の利用がなされて、自宅から庁内のシステムを見ながら業務を行っているという状況でございます。

私からは以上でございます。

○委員長（太田譲） 杉本企画政策課長

○企画政策課長（杉本一也） それでは、光ファイバーの整備についてお答えをさせていただきます。

光通信網の整備については、基本的には通信事業者と申しますか民間事業者がやるべきものというふうに考えてございます。平成19年、通信事業者による光サービスが本市で始まって以来、民間事業ですので、当然そのニーズに対応した展開が図られると思いますけども、民間によるさらなる整備範囲の拡大が望めない地域、ここについては市で光通信網を整備してございます。そして、民間事業者、あるいは市で、両方で整備した居住エリアについては、市内100パーセントでカバーされていると。ただ、一部住宅地でないところ、公共施設でいえば滝の頭の浄水場等は光ファイバーケーブルがいないと、そういう状況でございます。

質問にございました観光地等の整備についてでありますけれども、住宅地と連続しているところと申しますか、例えばなまはげ館等については整備はされてございますけども、少し離れた場所についてはですね、どうなっているか今現在ちょっと把握していない状況であります。後ほど調べてお答えをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（太田譲） 鈴木財政課長

○財政課長（鈴木健） そうしますと、私からは公共施設の手洗いの自動水栓化についてお答えいたします。

まず、市役所トイレの自動水栓化についてでございますが、現在、一般のトイレにつきましては、自動化にはなってございません。1階の多目的トイレ、1か所のみ自動の手洗いとなっております。これにつきまして、今、御質問にもありましたとおり、感染症対策、それから節水という観点からも、手洗い自動水栓化というのは進めていく必要があるのではないかというふうには考えてございます。ただ、まずは庁舎管理の設備の更新の中で、まずは来客の多い1階のほうから段階的に進めるなど、今後検討してまいりたいと思います。手洗いの自動水栓ですけれども、現在、納期が非常に長くなっていると、そういったことも聞いてございますので、そこら辺を見ながら今後、計画的な更新ということを考えてまいりたいと思います。

それから、公共施設の手洗いの自動水栓化率についてでございますけれども、個別に見ますと、例えば観光施設では、主要な施設について今年度対応完了になる予定だと。それから、保育園でも一部対応している施設がございますけれども、全体として見ますと、まだそれほど進んでいないというふうに思っております。これにつきましては、データのほう現在ございませんので、今後調査しながらお示ししてまいりたいと存じます。

以上であります。

○委員長（太田譲） 小澤田危機管理課長

○危機管理課長（小澤田一志） そうすれば、私のほうからは3点目の陸上風力発電についてということで、高所での火災時の対応と消火栓のない地区での消火はどうするのかという質問にお答えしたいと思います。

風力発電設備において火災が発生した際の最大の問題点は、消火の困難さにあると言われております。火災発生箇所である発電部本体が地上60メートルから80メートルに設置している場合、消防自動車のはしご車はおろか、消防隊による放水が届かない距離であります。ですので、地上からの消火は不可能であります。比較的小規模な設備で放水が届く場合であっても、延焼したブレードが脱落する危険性が高いことから、接近して安全な消火活動を行うことは難しいと言われております。

上空からの消火活動においても、消火に必要な放水量を準備する必要があります。

陸上風力発電の消火には、機器備付けの消火システムによる初期消火が重要と考えております。

以上です。

○委員長（太田譲） 沼田男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（沼田弘史） 私からも陸上風力発電関連についてお答え申し上げます。

今、危機管理課長からも答弁ございましたが、その火災時の対応につきまして、委員おっしゃるとおり前に西目地区でも陸上風車の火事などもございました。確かその後にはまず自動消火装置を付けるというようになって対応しているはずでございます。いずれ落雷ですとか、あとナセルの部分の過熱などで自動消火装置というものについても、今、設置が進んでいるところであるとこちらも認識しておりますので、そういうふうな自動消火の安全についても、またこちらのほうでも確認してまいりたいと考えております。

次に、②番の電波障害ですとか健康に関する相談などについてでございます。こちらのほうで把握している案件としましては、平成28年から供用開始しました船越地区の風車で、この事業が原因というふうに推定されますテレビ電波の受信障害が発生した事例がございます。これにつきましては、事業者サイドで改めて調査をするとともに、障害があった家を訪問しております。その後も地区住民に、例えば回覧板を回すなどして、相談先を周知して、折込みチラシなども配布しております。事業所のほうで対策工事を行って、この電波障害は解消されたというふうに認識してございます。いずれ市としましても、良好な生活環境の維持確保が、この新エネルギー関連産業の進行のためには、当然不可欠でございますので、発電事業者に対しては、そういうふうな相談ですとか、あるいはそもそもの事前説明ですとか、あとは何かあった場合の事後対応、確実にを行うように呼びかけているところでございます。

もう一点、低周波関係の相談などはないかということですが、こちら市のほうに相談があったという意味では、特に振動ですとか低周波関係のものはございません。ただ、環境省から平成29年に風力発電施設から発生する騒音に関する指針というものが出ております。その中では、特に国内外から得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低い

と考えられ、超低周波音の健康への影響については、現在のところ明らかな関連性を示す知見は確認できないとしてございます。ただ、そうは申しましても実際の音などについては、気になってしまうと非常に気になるものですから、こちらのほうも事業者には、そのガイドラインを遵守するとともに、環境影響調査の中でもしっかりとこのところの予測調査などをするように、これからも働きかけてまいります。

以上でございます。

○委員長（太田譲） 再質疑ありませんか。

○14番（小野肇委員） ありがとうございます。デジタル社会につきましては、今後ともいろいろなされると思いますので、情報を取りながらいろいろやっていただきたいと思います。

それと、滝の頭にはケーブルがいてないということですが、私たまに滝の頭に行きますけども、観光客の皆さん、やっぱりWi-Fiもないし、浄水場の中でもセキュリティの関係で動画が撮れないというようなこともございますので、可能な限り、市のほうの財源で、できるようであれば非常に今後とも観光客、そして浄水場の管理運営についてもいいと思いますので、ぜひ考えていただければと思います。

それと、自動水栓について、観光文化スポーツ部長、県庁はどうなのか後でちょっと教えてください。自動水栓化されているか教えていただければ。分かりませんか。分からないようです。観光課長でも副市長でも結構です。県庁のほうはどうなのか教えていただければと思います。

それと、陸上の風力発電に関しては、低周波の問題について私の知っているお婆ちゃん、すぐ近くに風力発電ありますけど、なんも感じねって言うんですよね。ですので、すぐ近くにあるんですけども、人によって低周波を受ける影響というのは、なかなか、実証されていないという報告もございましたけども、人それぞれなのかなというところもございますけども、ただ、火災については、確か西目も消火設備は付いてたと思いますけども、あまり効果が出なかったようです。ですが、あれから何年もたっていますので、この消火設備に対しては大分改善されていると思います。

余談になりますけども、私この間、秋田石油備蓄の消火訓練、ちょっと見てまいりました。大容量の泡消火設備というのがありまして、アメリカの設備がありました。消防車、確か6台分の泡の放水ができるということで、非常に圧力もあったし、非常

に飛んでいく範囲も大きかったです。これは十勝沖地震で苫小牧の浮き屋根の火災で、確か48時間ほど連続して火災が継続して、なかなか消せなかったようです。北海道と東北から泡原液、消火剤を持って行って何とか消火できたと、これが教訓となってこの設備が秋田石油備蓄さんにあるということを聞いております。たまたま私が行ったときは六ヶ所村の方々が訓練に来ておりました。話を聞きますと、これも仙台とか東北管内のブロックの中で運搬して使えるようなものであるということでありました。その設備が秋田石油備蓄さんにあるということは、非常に心強いと思います。風力発電につきましても、そのような設備がもし可能であれば、洋上風力も含めまして秋田県は非常に先進地になる可能性を持っておりますので、災害についても先進地になれるよう、その辺も考えていただければと思います。

以上ですけれども、観光文化スポーツ部長、分かりますか。

○委員長（太田譲） 長谷部観光課長

○観光課長（長谷部達也） すいません、部長を御指名だったんですけれども、先に滝の頭のお話ですけれども、あそこ結構電波が届かない、普通の携帯の電波も届かない状況にありまして、写真を撮った方がそのままSNSにアップロードするということができない状況にあります。ですので、光ファイバー網の話というよりも、Wi-Fiのお話が先にくるのかなと。ただ、先ほど企画政策課長がお答えしましたけれども、なまはげ館以外も総合案内所ですとかそういったところは光ファイバーも含めてWi-Fiを整備しております。ただ、滝の頭については市の施設ということもありますので、市の施設のほうで契約してWi-Fiを入れるかどうかということになると、ちょっとそこは中で検討させていただきたいと。ですので、光ファイバーが通っていて、高速であった上にWi-Fiが通じているという状態でないと、そのままインターネットにアクセスできるかできないかということが別の問題になってきますので、ちょっとそちらは検討させていただきたいと。

あと自動水栓、すいません、私もちょっと離れてあれなんですけれども、第二庁舎、新しいほうの庁舎は自動水栓化になっております。本庁舎のほうも、確か停電になったときに水が出ないという話をした記憶がありますので、そちらについても基本的に自動水栓になっていて、総合庁舎の一部に手動のところが残っていたんじゃないかなという気が、私の記憶ではしております。

○委員長（太田譲） 再質疑ありますか。

○14番（小野肇委員） 終わります。

○委員長（太田譲） 14番小野委員の質疑を終結いたします。

次に、7番船木委員の発言を許します。7番船木委員

○7番（船木正博委員） おはようございます。私からは、ちょっと細かい部分まで入っていきますけども、よろしく願いいたします。

まず、歳入19款の寄附金、一般寄附金の中のなまはげの里応援寄附金でございますけども、前年度より1億1,752万5,500円、20.4パーセント減少しているということですが、その要因は何かということですね。今まではずっと順調に伸びて、伸ばしてきて、年間に何億も一様に上がったり、かなり調子よく今までやってきたんですけども、ここにきてどうして1億円も下がったのか、それには特殊な問題があったのかですね、あるいは単なる偶然であるのか、あるいは寄附する側の志向の変化なのか、その辺どういうふうな要因があるのかですね、その辺を突き止めているのか、見ているのか、その辺のところをお知らせ願います。

それと、今後またぐっと伸ばす対策等は考えているのか、その辺のところも一緒にお願いいたします。

それと、歳出7款の商工費、観光誘客宣伝費の12委託料ですね。魅力ある寒風山ビジョン作成業務ですけども、これも去年から私もちょっと携わったんですけども、かなりいい感じで協議なされておりました。そういったところでですね、あのワークショップで、私、最終的に出ておりませんでしたけれども、どんなビジョンが策定されて、要するに項目とかそういうものが、代表的なものがあるのか。あるいは、その後ですね、どんな事業とか活動を展開してきているのか、そういったところ、そしてまた展開してきて、今までやってきた段階でその効果が見えてきているのか、実証してみるというか、そういうふうなところで、ひとつどんなことをビジョンとしたのか、策定したのか、その事業や活動をどのように今展開しているのか、そしてその効果が見えてきているのか、その三つのところを教えてくださいたいと思います。

あと三つ目ですけども、歳出2款、17防犯対策費の防犯カメラ設置工事のことでございますけれども、現在市内のどこに設置されているのか、それが一つです。あとは、監視方法やら検証等はね、設置したその後どういうふうな使い方というか、監

視や検証方法等はどうなっているのか、そういうふうな実態というか状況をお知らせください。

それとあわせてね、今まで何台か設置しているわけですが、いろいろとそのカメラを設置したおかげで何かそれが機能して役に立ったとか、防犯の抑止になったとか、そういうふうな事例がもしあったならばお知らせ願いたいと思います。

それとですね、あとこれは年次計画で何台とかやっていると思いますけども、年に何台くらいの設置予定があるのか、それもお知らせ願いたいと思います。

あとですね、防犯カメラは防犯カメラなんですけども、そのほかに防犯カメラを設置して、ほかに何かうまい利用方法とかはないものでしょうか。防犯カメラは、ただ防犯だけのあれなんですけども、そのほかにうまい利用方法とかですね、斬新な利用方法とか、もしあったら使っても面白いんじゃないかと思いますので、その辺のところの考えをどうかお願いいたします。ということで、よろしく申し上げます。

○委員長（太田譲） 沼田男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（沼田弘史） それでは、私からは、なまはげの里応援寄附金の御質問についてお答えいたします。

まず、前年度よりも1億1,700万円ほど減少している要因についてでございます。これにつきましては、委員のおっしゃいますとおり、令和2年度には約5億7,500万円と今までで最高の収入となっておりますが、昨年は1億1,700万円以上下落しておりますが、主な要因としてこちらで捉えておりますのは、まずは米の落ち込みでございます。お米につきましては、男鹿市では令和2年度は約70パーセント、落ち込んだとはいえ令和3年度も約60パーセントほどが米関係の商品で占められておりました。昨年度は全国的な米価の下落もございました。このために、県外の自治体では米の返品品の価格がかなり下がりました、全国的により低価格で量が多いお米の返品品に申込みがかなり移動してございます。また、一般的にふるさと納税を行う寄附者の方が、リピーターになる方もおりますけれども、基本的には今度はこちらの自治体のお米をちょっと食べて試してみたいというふうな、次の自治体のもを試していくという傾向がございまして、そのために令和2年度については、定期便、つまり毎月例えば5キロや10キログラムを何か月かお送りしますというようなお米の商品につきましても、令和2年度は好調でございましたが、令和3年度はその反動

で、大きく減ってしまっております。この米関係の落ち込みが一つ。あとは男鹿市では16サイトを使って取り組んでおりますが、そこをまとめている中間事業者のレッドホースコーポレーションという事業者がございますが、例えば一件一件ふるさと納税の返戻品の事業者を回って、こういうふうな商品を作ってみませんかとか、そういうふうには今まではプロフェッショナルな面からアドバイスをもらっていましたが、そういうことがコロナ禍での移動制限などもあって思うようにできなかった、このところも大きな要因だなというふうに考えてございます。

今後には伸ばす対策でございます。毎年様々なふるさと納税の男鹿市のPRのために、例えばテレビ中継で中継してもらったりとか、FMラジオでふるさと納税の特集の番組をやったりとか、そういうことも取り組んでまいりました。今年も今現在、例えばパンフレットなどの作成はもちろんでございますが、男鹿温泉五風での広告の展開、パンフレットなども置きましてPR、あるいは男鹿市でサイトを使っている中で楽天がございますが、楽天は今年も16サイトのうち、市の全体のうちで30パーセントほど占めてまいります。その30パーセントほど占めている楽天においても、例えば「お米」と検索すると、そのサイトの中で男鹿の返戻品、お米が出てきたりとか、そういうふうにしてできるという取組もしております。プロモーションプラットフォームという仕組みがございます。そういうふうにもまた新たなことにいろいろと取り組みながら、また、今年に入ってから中間事業者とも落ち込んだ理由を一緒に分析して、これからまたいろいろと市内の事業者を回っていくことにしております。

こういうふうにしなから、このふるさと納税は何よりも市内産業の活性化ですとか、6次産業の推進にも大変寄与するものでありますので、これからも力を入れて取り組んでまいります。

以上です。

○委員長（太田譲） 長谷部観光課長

○観光課長（長谷部達也） そうすれば私から2点目、魅力ある寒風山ビジョンの関係で、御質問のほうは令和3年度予算でどんなものができて、これからどうやって使っていくんだというお話かと思っておりますので、こちらについて、まずビジョンのほうの目的でございますけれども、こちらについては寒風山の魅力を再認識していただくとともに、にぎわいを取り戻したいというものが大前提でありました。このためには、市

民の皆様、事業者の皆様にも、まず認識していただくということが必要であろうということで、3回のワークショップですとか、関係者の方からのヒアリング、議会のほうからも御参加いただいて実施したところであります。

どんなものができましたかというところでございますが、まず目指すべき寒風山のイメージとして、自然にふれ合うような観察ができるゾーンと、既に行われている部分もありますけれども、アクティビティに使えるゾーンを二つ設定して、こちらについては市としても体験型のこの後の観光には沿うであろうという形もございましたので、そういった二本立てで作っております。こちらについては、土地の持ち主がそれぞれということもありますので、市が直接開発に関与するというよりは、民間の取組を促していく上でどういった取組があり得るかというものをビジョンの中では示しております。昨年度完成したビジョンにつきましては、6月に議員の皆様にもお配りしたほか、ホームページで既に公開しているところでございます。

こちらをやりながらではございましたけれども、昨年から寒風山の草刈り等々には、かなり地元の方からも御参加いただいておまして、寒風山の展望台の下のところ、遊歩道の周りですね。あちらについては地元の自治会の方から御協力いただいて、ほとんど実費ぐらいの形で年2回草刈りをしていただいております。このほか、来年度の山焼きに向けましてはパラグライダースクールの校長先生からも協力いただいて、どのくらいまで草刈りができるかと、防火帯を作らなきゃいけない関係もありますので、そういったところの御協力ですとか、いろいろとお話はいただいております。

結局、繰り返し、魅力の喚起というところは必要ですので、完成したビジョンにつきましては、この後、未来に残したい草原の里百選というところもありましたので、その後そちらの表彰も全国版でされるということになっておりますから、そちらの表彰式の結果等もあわせまして、ビジョンを使った勉強会を開催したいなということで関係者の方々と打合せをしているところでございます。

このほかに民間の取組といたしまして、昨年はJRさんでDCちょっとあれでしたけれども、「男鹿のナマハゲ大集合！」ということで寒風山の上でやったほかに、今年は稲とアガベさんで、景観とお酒と地元の食のペアリングということで、「曇迎（ほしむかえ）」というイベントを実施しております。全国からお客さんが集まっていたいて、寒風山の展望台のところで外の景色を見ながら外で御飯を食べるというイ

ベントとして開催していただきました。こうした寒風山の活用につきまして、特に手続面で市のほうでも協力をしているところがございます。

そのほか教育旅行ですとか、先日申し上げましたインバウンドの関係で視察に訪れたお客様からも、かなり御好評をいただいているところがございますので、現状といたしましても寒風山展望台の入込みとしましては、コロナ禍前を超えている状況になっております。ただ、かつての1970年代、30万人を超えていたという状況に比べますと、10分の1程度の入込みになっておりますので、こういったところにつきましては寒風山、さらに売り込んでいきたいなということで、現在実施しておりますフォトコンテストでも男鹿の山をテーマにして作品を募集しているところがございます。テーマの一つでございますけれども。そういったところをポスターに使うなども考えながら注目を集めていきたいなと考えているところがございます。

○委員長（太田譲） 佐藤生活環境課長

○生活環境課長（佐藤淳） 私のほうから防犯カメラについて御説明いたします。

まず一つ目、現在、市内のどこに設置されているかということでもありますけども、設置場所は男鹿駅跨線歩道橋の内部に1台設置しております。あと、船越保育園前、これは令和4年1月に防犯カメラ2台を設置しております。

二つ目、監視方法や検証等はどうなっているのか、あと三つ目、実際にそれが機能し、役に立ったことはあるかということですが、カメラにはメモリーカードに映像が格納されておりまして、男鹿警察署から捜査関係事項照会書等で照会があったとき、現地カメラよりメモリーを取り出して、それを事件や事故の捜査に活用されております。メモリーは常に上書き保存されておりますので、大体1週間程度で消えるようにはなっております。あと、男鹿警察署から提供依頼は来ますけども、その後の活用経過については、基本的に捜査上の機密もあり、ありません。

あと4番の年に何台設置する予定かということですが、今のところ予定はありません。

あと5番目、防犯カメラの利用法として何か考えていることはあるかということですが、こちらのほうはやはり防犯対策や事件、事故調査に活用されておりますので、それ以外はないというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○委員長（太田譲） 再質疑ありませんか。

○7番（船木正博委員） まずは、なまはげの里応援寄附金のほうからいきます。

原因はいろいろ分かりました。米米の下落とかね、コロナとかいろんなそういうふうなものが重なってなったと思います。それでですね、インターネットとかのサイトでよく今もやっておりますけども、あちらのほうはもう充実して、いろいろまだまだ注文とかはあるもんなんではないでしょうかね。インターネットでまず、楽天さんでしたっけか、何かそういうサイトを男鹿市でも組んでやっているということですので、注文的にはネットのほうから来るほうが多いんじゃないでしょうか、それとも直接、市のほうに来るというのが多いんじゃないでしょうか。それもちょっとお知らせいただきたいと思います。

あとは、これからもいろいろ他のほうとの競争もあるでしょうし、いろいろ皆さんもそれぞれの趣向を凝らしながらほかの市町村もやっておりますので、できるだけ返品等も、米だけに頼らず、何か魅力的なものも考えてみればいいのではないかなど、そういうふうにも思ったりしておりますのでよろしくお願いします。

あと、寒風山のほうですけども、本当にまずかなりいい活動をして、寒風山もすごく最近目につくようになりました。これもいろいろ市長もかなり入れ込んでおりますし、そういうふうなところで、市民のほうもいろいろ寒風山のほう、注目されてきているようですので、本当によかったなと思います。いろいろなまはげ太鼓とか体験とかね、そういうふうな行事もやっているようですけれども、それは本当にいいと思います。ほかから来る人もね、結構寒風山やっぱり求めて最近来るように、見たいという人が結構増えているように私も感じておりますので、大いにまたこれから寒風山を売り込んで活用していただきたいと思います。

それと、外部から来るのと反面に、市内の中ではね、やっぱり昔ながらの寒風山まつりがよかったなとか、またぜひ復活してもらいたいなとかね、ああいうふうな形式の祭りが恋しいらしくて、そういうふうな声もいまだかつてあります。そういうふうなときにね、あの頃にいろいろ有名な歌手を連れてきてやってたんですけども、それよりも地元のいろんなそういうふうな芸人とか芸能人、あるいはカラオケ大会とかね、盆踊りとか、特に盆踊りは結構皆さん、人気ありますので、そういうふうな新しい試みもいいんですけども、昔ながらのそういうふうな懐かしい行事も取り入れながらやってもらえれば、本当に両方よくなるんじゃないかなと私は思いますので、その辺の

寒風山の利用法のところをもう少し幅を広げていただければありがたいなと思います。

あと、防犯カメラですけれども、大体が防犯カメラということで、まず防犯でやっておりますので分かります。あとね、やっぱり設置することによって防犯の抑止効果というものは大分あります。実際にカメラを設置しなくても「防犯カメラ設置しております」と書いただけでも結構ね、抑止力はあるということなので、やっぱり年間にそういうふうに必要なところもあると思いますので、年間にできるだけ多くという、予算もありますけれども、予算の中でやっぱり年間そういうふうな計画をつくってもらって設置していってもらえればいいのではないかなと思います。

それからね、防犯のためのあれでしょうけれども、これは不法投棄とかああいうふうなところには利用はされていないんでしょうか。不法投棄とかも監視カメラよくありますけれども、そういうふうなことも考えながらできないものかなと思ったりしてます。

あとはもう一つ、今の状況を映し出す、風景を映し出すそういうふうなカメラもあるわけですがけれども、今現在、インターネットとかでやっていますけれども、そういうふうなものね、現状を映し出す、見れる、そういうふうなカメラ、映像を映すという、そういうふうな利用方法もありますので、防犯カメラということにこだわらず、いろいろな利用方法もあると思うんですけれども、その辺のところも何か考えられたらいいのかなと思います。という私だけのあれなんでしょうけれども、そういうふうな利用方法もあると思いますので、いろいろもっと防犯カメラも利用方法をもっと幅広く持っていていただければありがたいなと思います。そういうふうなところでよろしく願います。

○委員長（太田譲） 沼田男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（沼田弘史） ふるさと納税について、インターネットによる注文が多いのかということでございますが、これにつきましては今現在、ほぼ圧倒的にインターネットでサイトを経由した寄附が多くなっております。インターネット以外の直接のふるさと納税については、昨年度の実績でいきますと全体の4億5,000万円余りの中で500万円ほど、1パーセント少しという状況でございました。

米だけに頼らず、いろいろな商品をという御意見いただきました。こちらのほうとしても、例えば今現在あるもののほかに、こういうものをつくってみたいなという

事業所さんのアイデアなども応援しまして、例えばパッケージングを魅力あるものにするとか、また、こういうふうな商品をつくってみたいとか、そういうのにつきましても、こちらのほうで販路拡大支援事業などもございます。それらの事業を活用しながら支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（太田譲） 長谷部観光課長

○観光課長（長谷部達也） 2点目の再質問でございますが、外部から来ていたところについてはというお話でしたけれども、市内からのかつての寒風山まつり、コロナ禍で、プレイヤーもいなくなってというところが現状でございますが、ビジョンのテーマのほうは、持続的に中で資源が回って人が回ってというところがビジョンの一つのテーマでございました。祭りをやって、人が集まって、それで今、儲けが出る人というんですか、収入を得られる人が現状では、個人名言うとなあれですけども、あその事業者さんしかいないという状態になっておりますので、結局、やる人がいないということは持続できないということになってしまうことですので、プレイヤーが増えていっていただくということが課題なのかなと。かつての寒風山まつりに、どういったところの方がいらして、委員おっしゃったようなかつてのお祭りということがほしいんだよと言ってらっしゃる方が、どういったところから来ていらっしゃった方で、そういった方ができれば参加していただいて祭りをしていくという形になれば一番望ましいんですけども、ちょっと、多分あその事業者さんだけで祭り、もう一回できるかっていうと、なかなか難しいなっていう話になるんじゃないかなと私は思っております。

○委員長（太田譲） 佐藤生活環境課長

○生活環境課長（佐藤淳） 私のほうからは防犯カメラに関連して、監視カメラ、いわゆる不法投棄関係の監視カメラ、こちらは市内に結構数があるわけですけども、例えば昨年度は鵜ノ崎海岸の駐車場、それから戸賀処分場、それから湯之尻漁港に各1台ずつ設置しております。結構不法投棄の多い場所を選んで設置のほうを計画的にやっております。

私のほうからは以上であります。

○委員長（太田譲） 佐藤副市長

○副市長（佐藤博） ふるさと納税について、ちょっと伸び悩んでいる現状なり、今後の対応は、今、課長から話したとおりでございますけども、一方でこの制度はですね、多分議員も御案内のとおりですけども、様々な問題を内在してしまっていて、そういったことも、我々少し念頭に置いてこの後対応も考えなきゃいけないかなというふうに思っております。と申しますのは、コロナ禍に比べて、去年、一昨年ですか、去年ですか、1.4倍ぐらい納税が全国で増えて、6,000億円を超えて7,000億円近くなったというふうなことで、もともとこの制度は、要するにふるさとが元気になることを遠く離れた方も、居住地なくても応援しようというふうな、寄附を通じてふるさとを応援しようという、貢献しよう、お願いしますというふうなところから始まったものですよね。コロナで郷里に帰れない方が急に思い出してということあったかもしれませんが、うちのほうで減額になった要因は今、課長が語る説明しましたように、どっちかという、サイトの業者が目立つところにバナーを貼って、例えば米というのは全国で売ってますから、そうしたところが支持されて寄附額が増える。北秋田市には大変失礼ですけども、北秋田市が伸ばしたのは多分それだというふうに我々のほうでは分析してるんですね。そうすると、当事者以外の方々から見ると、これってふるさとを応援する制度ではなくて、官製の通販、官製通販事業でないかという方もいらっしゃるんですね。当然こちらのほうの寄附金が増えると、もともと例えば都会のほうに納めるべき納税額が地方に回ってくるということで、首都圏とかそういう大都市周辺の方々からいわせると、おかしいんでないかというふうなことも言うわけですよ。当事者の間でも、自治体の中でもです。税の偏在なり、財政力のでこぼこは、そもそも地方交付税でそれは均等化されるといいますか、均されるべきだろうと。ふるさと納税も、これだけ大きくなると、なかなかそれを見過ごせない状況になっていると。要すれば、勝者なき財源の奪い合いといえますかね、そんなことを言う方もいらっしゃるんですね。我々が今考えなきゃいけないのは、これだけ当市のように財源が不足している、財政力が弱いところは、今ある制度、これはしっかりとまず利用させてもらおうと。一方では、貴重な財源となると同時に、農水産物をはじめとして地元の皆さん方の要するに商品が売れると、産物が売れるということですから、ただ、その際にも安かろうで売って、投売りすればいいというわけではないわけですね。男鹿の米をダンピングして売って、納税額が増えましたと喜んでいても、農家の

方は決して喜ばないという形になりますので、そういったものも注意しなきゃいけない。まず納税額を増やす算段、これは今のある制度ですから、それは有効に活用して頑張ると。その一方で、やっぱり本来の目的に少し立ち返って、何でもかんでも使える一般財源的な形で使うのではなくて、男鹿市はこんなことやりますよと、ですから男鹿市を離れた皆さん、もしくは男鹿市に縁のゆかりのある方々は、ぜひこの事業を、この取組を応援するために納税してくださいとか、そういう形に、わかりやすく言えばクラウドファンディング的な、そういった目的だったら私、趣旨賛同しますよと、納税してもいいですよということも少しずつ、今々すぐにはなかなか難しいですけども、考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。

鹿児島のとある町は、あまりにもばか売れして、多分牛肉ですよ、ばか売れしたけども、その制度の、あまりにもやり過ぎだということで総務省から制度の変更を申し渡されて、それまでずっと潤沢な財源として使っていたものが急にこなくなったのですから、公共料金を値上げしないと役場の、町の存続が危ういというところまでね、それぐらい激変になったということも聞いてます。ですから、我々としては、もちろん大切な財源ですから、しっかりと制度を使って御賛同いただくということをや一方ね、そういった問題も中には含まれているんだと。未来永劫このまま続くかということは、少しやっぱり警戒といいますか、菅元総理の発案ですから、菅総理が元気なうちは多分大丈夫だと思いますけども、そうはいつでもやっぱりそういった問題も含まれているということ、我々常に肝に銘じて、やっぱりより本来の趣旨に、より近い形でなおかつ財源を有効に寄附していただけるというところを目指していかなきゃいけないというふうに思っていますので、そういったことを考えながら担当課のほうでも、部のほうでも、毎度市長から気合いかけられながら頑張っていますので、委員のほうからもそこら辺のところ御理解いただければと思っています。

○委員長（太田譲） 菅原市長

○市長（菅原広二） 時間だったので、これでやめればいいところですけども、一言やっぱり話したいのは、レッドホースという会社と付き合い、私が市長になった頃、6,000万円かそのぐらいだったかな、それを6億円近くに伸ばしてくれたんですよ。それでまた一気にまた下がったと。それで、スタッフの中には、もう付き合いな

くてもいいんでないかと、そういう話もありました。いやいや何とか、前にお世話になった義理もあるので、もうちょっと一緒にやっ払いこうと。ほかのいろんなサイト、楽天とかね、そういうのをやっているけども、もう一回レッドホースさんともきちつとやっ払いこうということで、私、8月31日、社長を訪ねてきました。社長も非常に人柄がいい人で、自分たちもきちつと反省していると。何とかもう一度やり直しすると。そしてまた、このふるさと納税のことだけじゃなくて、男鹿の地域づくりにも、地方創生にも頑張っていきたいんだと、そういう話もしてくれたので、何とかやっ払いきたいと思っています。

先ほどから何回も言ってますけども、やっ払いふるさと納税そのことだけじゃなくて、この制度はなくなる可能性あるから、それまでに産業文化を創っていくと。男鹿のそういう産業の振興を図っていくと、そのシステムをきちつとつくっていくということですか。商売っ気を出して。だから、議員の皆さんからも、何とか男鹿を売っていくんだと、男鹿は切り口がいっぱいあります。この産業だけじゃなくて、まず観光産業にもブランドとしてやっ払いけるから、私この前ショックだったのは、港湾議連の大物の国会議員が来て、私のことを紹介してる時、男鹿の市長って読めなかったんですよ。男鹿市って。何かがつくりきてね、やっ払いまだまだみんなが男鹿ということをしてPRしていく、これもいい切り口だと思います。

それから、寒風山のことに関しては、議員の皆さんからも考えてもらいたいのは、まず道路がよくないこと、それから、レストハウスがよくないこと、そのことをみんなに考えてもらいたいんですよ。このままでは駄目になります。道路は少しずつですけども、やっ払いしてくれてます。県も頑張ってるね。来ない大きな要素は、やっ払い道路だと思います。観光バスも来なくなったんだけども、観光バス自体がなかなか通れないと。そして、一番上の回転展望台だっていつまでもてるか分からない。中のレストハウスは解体した。そして下のレストハウスは、悪いけどもかなり古いと。ここで何とかしなきゃ駄目だということであのビジョンを作ったんです。話すると、やっ払い面白い人がいて、寒風山の大展望台、あそこを一棟貸しのホテルにしたらどうかっていう人がいるんですよ。丸亀の丸亀城は一棟貸しして、一泊100万円とかそういう値段がついてるんですよ。スケールが違いますね。だから、そういういろんな発想が出てきてます。だからそれを売るために、呼び込むためにも、ああいうものをつくっ払い

ると。県でも非常に印象がいいのは、やっぱり男鹿はやる気があると。この道路建設についても、そこまでだったらということをおね、気持ちを見せてくれていますから、議員の皆さんからも何とか後押ししてもらって、全員が営業マンだと、そういう気持ちでやってもらいたい。

それと、前にもいったように、このビジョンを作っていい成果は、パラグライダースクールの校長が私に耳打ちしてね、市長、市役所は、行政はこういうのをやればやりっぱなしだと。つくってあと終わりだと、ビジョンをつくって。俺はそれではいかなないと。きちっと草刈りのNPO法人立ち上げるからって言うてくれたんです。だからそういうね、自主的にやっついこうという機運も非常に出てきています。大倉岩倉郷会の人方も一生懸命やってくれてます。何かそういうね、寒風山が好きな人が結構多くて非常に勇気づけられていますので、議員の皆さんからも、北山たけしさんを呼ぶことも一つの案でしょうけども、いろんな切り口がいっぱいあると。歩いて登山してね、あそこの芝生に座ってくれれば、まだまだいいところを眺められるし、昨日のライダーの話によると、やっぱり自転車はゆっくりのスピードだから景色をよく見れると。だから何とか男鹿のPRをしていきたいと、よさを再認識したと、そういう人がいっぱいいました。何とか車だけじゃなくてね、そういうことも考えたり、まだまだ切り口いっぱいですから、みんなで一人一人が営業マン、全員が営業マンだと、そういう気持ちでひとつ頑張っていきたいと思っておりますから、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（太田譲） 佐藤生活環境課長、先ほど防犯カメラのところ、防犯にこだわらず、他への有効利用についてということで、ちょっと答弁漏れがありましたので、その答弁お願いいたします。佐藤生活環境課長

○生活環境課長（佐藤淳） 5番の防犯カメラの利用法として何か考えていることはあるかということなんですけども、先ほど答弁したつもりでありますけども、まず防犯対策や事件、事故調査に活用されているということで、それ以外は考えてはいないということでもあります。

以上であります。

○委員長（太田譲） さらに質疑ありませんか。

○7番（船木正博委員） 最後に市長、副市長のほうから、本当に希望の持てるいいお

話聞きました。私どもも頑張らなきゃいけないと思います。そういうことで、皆で一緒に頑張っていきたいと思います。ということで、監査報告の一番最後に私目がいったんですけども、5年間にわたる第4次行政改革大綱ですか、これで何か歳入歳出の削減効果が約11億円と算出されたと。これは素晴らしい数値だと私思います。行政評価検討委員会を早めに立ち上げて、前倒しでやったということもありまして、本当にこの成績はね、5年間でこれだけの実績を上げたということは、私は本当に素晴らしいことだと思いますし、ぜひですね、この流れで、今後も引き続き気を緩めることなく、こういうふうにレベルアップを図ってね、皆さんから頑張っていたいただければありがたいと思いますので、御期待を添えまして質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（太田譲） 7番船木委員の質疑を終結いたします。

審査の途中であります、喫飯のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時14分 休 憩

午後 1時15分 再 開

○委員長（太田譲） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鈴木監査委員から資料訂正の申出がありますので、これを許します。

○監査委員（鈴木誠） 大変申し訳ございません。

午前中に船木委員の方から、監査報告書の中のむすびの行革の経済効果と申しますか、歳入増加、歳出削減の効果を11億円ということでお話していただいたわけですけども、実は総務課のほうでですね、第4次行革大綱の総括報告書というのを取りまとめまして、まあそこから11億円という数字を書かせていただいたわけですけども、実はその集計結果が、ちょっと間違ってたということでした。それで、「11億円」でなくて「12億円」というふうに訂正願いたいと思います。

意見書の77ページの2段落目ですね、「5年間にわたる第4次行政改革大綱への取組は終了し」という文章の中の最後のほうですけども、「歳入増加・歳出削減の効果は、約12億円」と、「11」を「12」に訂正していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（太田譲） 続いて、13番三浦利通委員の発言を許します。13番三浦委員

○13番（三浦利通委員） 私からも決算審査における財政運営についてということでお尋ねをしたいと思います。

今、監査委員から訂正のお話もありましたけれども、監査委員の意見書においては、極めて理論的に様々な指標についても御意見述べられておりますけれども、今の市政の財政の指數的には、今の市長がスタートしたあの頃というのは、財調も確か私の記憶では4億円ちょっとぐらいしかなかったのではないかなという気がします。さらには、経常収支比率も県内の市町村の中でワースト、確か私の記憶では最悪のときは97ぐらいの指数が出てあった。それからすれば、現状、指數的には、まず大分上向いったっていうか、よい状況になってきましたけれども、個人的な私の捉え方っていうのは、先ほど監査委員のほうからも行政改革の効果とありましたけども、自治体における財政というのは、最低限の行政サービスしかやらなければ財政の状況というのはそんなに悪くならない、いいんだと。やっぱりよく言われる、この前の一般質問においてもあったわけですが、地域要望だ、市民要望だって様々なこう我々議員、議会サイドからも対当局に対して、市長以下、関係部課長に対して、あそこもやっぱり整備をしなければ、こういうやっぱり市民からの今状況がこうだし、こういった部分では予算をつけないといけない等々に一生懸命当局が応えていけば、財政っていうのはどうしてもやっぱり厳しくなるというか、なかなかやりくりが大変だっていうようなことになるのではないかなと思っております。

今の役所の中でも、総務企画部長とか財政課長、私は相当優秀な人材なんだなっていうような捉え方をさせてもらっております。本人答弁の中で、いいほうでないって言うかどうか分かりませんが。

余談的な話をさせてもらいますけれども、国民新党だか民主党だかよく分からないけれども、玉木代表が13日に来ると。別に私行くわけではないんですが、あの党が何か大分こう自民党サイド寄りになってきたというような状況の中で、今度、具体的な中身はあまり知らないでしゃべるのもあれですけど、一人頭10万円だか配りたいと、現金給付するというようなことで、極めて耳障りのいい、国民サイドからすれば、ありがたいなと思うようなことが、今国会の先生方が、まあ今年の参議院選挙の際も、与党、自民党サイドもそうですけれども、特に野党からは、財源に何も当てもない、根拠もないにもかかわらず、今言ったように国民が極めて耳障りのいいような、国民

受けするようないろんな公約を出してきた。ただ財源的には、中には政党によっては消費税をゼロにするとか5パーセントにするとかって、私からすれば何をか言わんやというような捉え方をしたわけですけれども、最近の今の国の財政、皆さん御案内のように釈迦に説法的なお話をさせてもらいますけれども、直近の国の借金の残高が6月時点で1,255億円、1億2,400万人ぐらい日本の人口おりますから、国民1人当たり1,000万円の借金を抱える状況になったと。特にここ去年、おとし、2年、一昨年、1月、2月ぐらいからコロナが発生して、コロナの感染対策、さらには今年に入ってウクライナ、ロシアの戦争に、相当国は、コロナ感染対策、併せて経済対策等に100兆円ぐらいの金を投資していると。それは極めてかつてないような異常な事態っていうような受け止め方、それはそれなりに評価できますけれども、ただ、先ほど来言ってるようなことで、どうも財政出動の部分では、そういう国の借金、歳入をどうするのかっていう議論があまり少ないような気がします。で、いずれにしても、国の借金というのは国民が将来負担しなければいけないということですから、まあウィズコロナとよく言われますけれども、もしかすれば片方ではアフターコロナ、要するにコロナが終息するかどうかは、まあ専門家でも見通しが曖昧なようですけれども、一定の時期に今よりも収束して、さらには戦争もまず何とかそうなるてもらいたい、要するに終結してもらいたいわけですが、そういうふうな状況下を迎えて、そこそこそういう大きな問題がないような平常な世の中になった場合には、日本国っていうのは相当今の国の借金、財政を今度どうするのかっていうような方向性が具体的に示されてくるのではないかなっていう気がします。

そんなことで、そうすれば市としては、特に先ほど来、総務企画部長なり財政課長あたり、私が言ったような状況がいつスタートされるか分からないわけですが、いずれにしてもそういうふうな状況を迎えたときに、国、さらには県の影響を受ける自治体、要するに自主財源が比較的乏しいっていうか少ないような男鹿市、さらには行政コストが、やっぱり男鹿市っていうのは、県内のほかの市町村から見ても極めてかかり増しする。まあよく言われる小・中学校を、どうしてもやっぱり範囲が広域ですので、今のような小学校の体制なり、中学校の体制、遠距離でもあるし、もろもろの経費もかかる。で、高齢化率も高いし、そういう部分でもいろんな面で行政コストがかかる男鹿市等々の状況の中で、自主財源がなかなか容易に伸びていかない。それから

地方交付税も、先ほど言ったような国の状況等を考えると、絶対とは言いませんけども、決して伸びてはいかないであろうというような予想等の中で、どう男鹿市、かまど担当の部長、課長が、財政の何ていうか、やっぱり今までと違った捉え方で、そういう立場の方々が相当鉢巻きを締めて捉えて頑張っていかなざるを得ないのではないかって、そういう財政の規律っていうか、財政認識をどういうふうにして現状の中で、まあ具体はなかなか申し上げられないかと思いますが、基本的なそういう状況になったときの財政認識をどういうふうにして考えているのか。ちょっとお聞かせください。

併せて、もう一つ懸念されるのは、御案内のように、残念ながら市長を先頭にして皆さん頑張っている中においても、恐らくこのままのペースでいくと、男鹿市というのは人口減少がさらに進んで、もう10年前後で2万人を切るような状況も、まず本当残念ながら、悲しいが、明白になってくると思います。その場合も、今度、行政サービスというのは、今のような考え方の整理・取組でいいのかって議論が、まあ議会によってもそうですし、市民サイドからも相当出てくる可能性大だっていうような、そういう状況も片方にはあるわけで、そういったこと等も含めて、男鹿市の財政ってというのは本当に難しいような、まあ脅しかけるわけではないけども、そういう状況の中で、少なくとも男鹿市当局全員がそういう認識を持つ必要はないかもしれませんが、その立場におられる財政を一番こう分かってるし、心配したり、その知恵を絞った中で運営していく、時には市長がいくらああやりたいから段取りしろって言われても、いやいや市長待ってくれっていうぐらいのブレーキをかけるような役割がそういう立場の方々に求められてるってのは、そういう等々の観点からその辺についても、男鹿市の形が人口減少等の中で、片方には行政需要がどんどんどんどん増してくるであろうというような中で、どう運営していこうとなさっているのか。ちょっとまああまり考えたことないってばそれはそれで結構ですので、お聞かせください。

○委員長（太田譲） 鈴木財政課長

○財政課長（鈴木健） お答えします。

非常に根本的な向き、見地からの御質問ということで、どこまでお答えできるのか、決して私、能力はないというふうには自覚しておりますけども、今思っていることをお答えさせていただきたいと思います。

まず、国の国家財政、そういったところと、まあここ2年半来、非常にコロナ対策、経済対策等で、国のほうの財政出動多くされております。で、それについて、この後、市のほうでどういうふうな考え方を持っているのかということでございます。

まず1点、財政状況、財政指数について改善すると、まあ数字上はそうなっておりますけれども、私どものほうでは、必ずしもこれがこのまま続くとは考えておりません。経常収支比率、それから財政調整基金、あるいは財政健全化の各指標等の数字はよくなっておりますけれども、一番大きな要素としましては、普通交付税、臨時財政対策債など国からの一般財源が昨年度多かったと、それが一番大きな要素であります。前年度の令和2年度と比べて6億円近く増となっております。これがこのまま続くということでは決してないと思いますし、現に今年度、上がった分より少し落ちた金額で下がってきておりますので、この先、人口減、それから国の財政状況、そういったところも見ながら考えていく必要があると思います。

それで、国のほうでは、経済財政運営と改革の基本方針という、いわゆる骨太の方針というのを示しております、そこで地方の一般財源の総額については、これまでの水準を下回らないように、実質的に同水準を確保するとしておりますけれども、当然これが永久に続くとは考えられません。国のほうでも借金が増えていると。あと、国の人口自体が縮小していくということで、これについてこの先どうなっていくのか、これは景気の間行方も含めて見定めていく必要があると思います。

それから、ここ来年、再来年あたりの地方財政計画ですけれども、来年度分ですね。地方全体で地方税も含めた総額を試算したものです。ですので、本市では人口減少などによりまして、市税の減少が進むと見込まれます。ただ、国全体では地方税増という形でみておりまして、実質的な交付税のほうでは削減が見込まれておりますので、今後、財政運営、より厳しさを増していくと思います。

それで、令和2年度以降は各様な対策を講じておりますけれども、まだコロナの完全な終息、これがまだ完全には見通せない。それから、ロシアのウクライナ侵攻、それから急激な円安の進行、これによる物価高騰が進んでいく中で、地方財政におきましては、引き続き感染防止対策、それから生活者・事業者の下支え、こういったものに取り組む必要もまたあると思います。今後の社会経済活動の再始動、アフターコロナに向けての取組、これについても、また一層推進していく、そういう必要もござ

います。

そういった中で、必要な投資については、財政状況厳しいとは思ってはおりますけれども、必要な投資を怠れば市の将来、男鹿市自体が縮小してしまうということにもつながりかねません。ですから、男鹿市総合計画に基づきまして、市民生活、それから事業者の下支えや観光・港湾など、これから力を入れるべき分野への投資、また、特に財政規律の維持、こういったものの順番を間違えることなく、本市の将来にとって何がいいか、具体的なビジョンというのはそのときそのとき変わってくるかもしれませんが、まずそういった将来を見据えた、何が一番ベターなのかといったところを常に考えてまいりたいと思います。

それから、財政的などところで、現在、男鹿市行政改革大綱で、その4本柱の一つとして「持続可能な行財政運営」というのを掲げております。で、毎年見直ししながら、この行革に取り組むこととしておりますし、これまでも学校や保育園等、施設の統廃合についても推進してきております。それから、この後、水道料金改定の検討など、サービスと市民負担について見直しが始まってきたところでもあると思います。今後、この行政サービスと市民負担、どういうふうにバランスをとっていくのか。さらに、改めて考える時期になってきていると思います。

いずれにいたしましても、そういったところを念頭に置きながら、行政サービス、それから今後、市の置かれた、やらなければいけないこと、そういったところを総合的に考えてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（太田譲） 杉本企画政策課長

○企画政策課長（杉本一也） それでは、私から人口減におけるまちづくりといった観点からお答えをさせていただきます。

本市の人口減少につきましては、なかなか歯止めがかからない現状でありまして、将来展望に対して下振れで推移している状況であります。人口ビジョンでは、2040年に2万人を維持するという目標を掲げておりますけれども、実際にはなかなか高いハードルであろうというふうに思っています。うちの課のほうでの独自の試算では、2030年に2万1,000人から2万2,000人、これとて容易な目標ではございませんけれども、こういったところが現実的な目標として様々な施策を取り組んで

いきたいというふうに考えております。

このようなことを背景に、行政サービスについても縮小の時代に合った対応が求められているというふうに考えております。その中では、先ほど財政課長が申したとおり、既存の施設やサービスはなくなろうとも、形を変えて市民サービスを提供し続けると、どのようなサービスをするかということも市役所全体で考えていくことが大事であろうというふうに思っております。持続的な行政サービスということ念頭に、多少不便でも市民が素敵な生活ができるような支援をしていきたいというふうに考えております。

こういった考えのもと、第5次行政改革には多くの事業が盛り込まれているところでもあります。その中で、出張所窓口業務の統廃合の取組、まさにこういった考え方に基づいた取組でありまして、そのことが市全体としてプラスになるだろうというふうに思っております。議会からも度々、事業実施に当たっては前例踏襲との指摘を受けることがございますけれども、これだけ人が減ってきて、また、時代も環境も人々の暮らしや考えも変わっている中で、今に合った対応をしていくことが肝要であろうというふうには思っております。そういった感覚を自分自身が持って事業に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（太田譲） 再質疑ありませんか。

○13番（三浦利通委員） ありがとうございます。

財政課長、それから企画政策課長からそれぞれお答えいただきました。なるほどなと思って聞いていました。杉本課長、素敵な生活ができるよという、すごくいい言葉だすな。で、私も思うのは、仮に残念ながら、この人口減少の状況で少なくなっても、まあ何とかスピードを緩めて、それから仮に十二、三年後に2万人になっても、そこに住む2万人の市民の方々がそれぞれ生きがいを感じて、そんなに生活の心配がないというような男鹿市のまちづくりをします。まあ開き直りではありませんけれども、そういう考え方も持ち合わせていなければ、何か人口減少なったからもうすべからく暗い市なんだっていうような捉え方が、ややもすれば出てきますけれども、そうでなくて、やっぱりそこに住んでる人たちが、まあ特に我々の後輩、若い人方もそれなり住んで、経済的な面でもよそよりも負けないとかっていうような、そういう産業経済の面でもレベルアップしながら、お年寄りの皆さんには、まあ菅原市

長いつまでやってるか分かりませんが、ちゃんとした福祉医療のサービスをきちんと、ほかに負けないようなサービスをしていくというようなまちづくりというのは、この後求められてくるんじゃないかなって感じがしておりますけども、杉本課長、そんなことで、あなたの素敵な生活、すごくいい言葉だなと思っております。ちゃんと書いておきます。

財政課長、市民へのサービス、そのとおり、持続的な市民サービスを提供していく。それから、片方では市民負担の在り方。で、ややもすればこう、市民負担、要するにいろんな公共料金の値上げとかってというような、議会によっても議論があるわけです。やっぱりこの後、適正な市民負担の在り方ってというようなものも、その辺についても、もうちょっと我々も踏み込んでよ、ふだんから議論してやっていくのが必要なのかなって感じがしておりますけれども、で、先ほど言ったように、安易なばらまきという言葉がもしかすれば当てはまるような、単純な現金給付と。まあ国がそういうふうな方向性を示せば、これは受皿としてもやらなければいけないってことはあるんですけども、そうでなくて、あなたが言ったような、やっぱり基幹産業を元気にしたり、そういった将来につながるような、将来プラスになるようなそういう行政施策っていうか、市民サービスっていうか、そういったものは、この後、今まで以上に強く求められてくるんじゃないかなと。そうしないと、先ほど言ったような素敵な男鹿市、素敵な生活もかなわないのではないかなって感じがしますので、まず、企画政策課長も財政課長もまだまだいった年でもないんで、何とか能力を発揮してもらえればと思います。

終わります。

○委員長（太田譲） 13番三浦委員の質疑を終結いたします。

続いて、5番吉田委員の発言を許します。5番

○5番（吉田洋平委員） 皆様、お疲れさまでございます。

先週の水曜日と木曜日、私のちょっと個人的な事情におきまして議会のほうを休ませていただきました。大変申し訳ございませんでした。というのも、今回の質問事項における感染症対策についてに少し関連しますので、説明させていただきますと、私の妻が夜に発熱しまして、翌朝に39度超えの高熱が上がりまして、まあこの御時世なのでコロナではないかなということで、議会を含め、私自身、濃厚接触者と判断で

きましたので、議会等に相談しまして今回休みをいただきました。その中で、明らかに感染の症状が出ているときの対応の仕方をいろいろと検索しまして、県のほうでも示しているとおおり、あきた新型コロナ受診相談センターのほうに電話をさせていただきました。しかし、朝8時半から10時半ぐらいまで粘り強く、電話番号の案内が三つあるんですけど、変えながらそこにしばらくかけたんですけど、一切つながりませんでした。そういった中で、現状、今非常にコロナの感染者が多くなっており、男鹿東中学校でも学級閉鎖等の対応がとられている中で、その対策に対してのことについて今回お聞かせいただきたいと思います。

まず初めに、あきた新型コロナ受診相談センター、今回私、実体験で一切つながらず、電話の応答も一切されませんでした。その中で、そういった場合の、まあどこのホームページを見たのか忘れましたが、確か男鹿市のそういう対策の電話番号の案内も表示されているところがあったと認識しております。なので、例えばその相談センターに一切電話が繋がらないだったり、こういった場合どうしたらいいかっていう問合せが、実際に男鹿市のほうに相談が来ているのかお聞きします。

次に、もう完全に症状が出ている場合のPCR検査、まだ陽性反応が出ていない状況でPCR検査を受け陽性の判断をしてもらおうと診察してもらおうと思った場合に、今回、相談センターが繋がらなかったのも、男鹿市内の中でどこがそういう診察を行っているかっていう情報をホームページ等いろいろ検索しましたが、私が探した限りでは一切出てきませんでした。なので、例えば男鹿市内において有症状、まあ無症状であれば文化会館のほうでやれるという案内は出てきましたが、有症状の方がPCRを受けれるといった案内が一切見つけられませんでしたので、例えばそういった案内を男鹿市のホームページだったり、分かりやすく、男鹿市内の住んでる方が調べたときにすぐ見つけられるような情報開示等、対応している診療所等の情報を開示できないものか、お聞かせください。

また、今回、実際に妻の熱が上がったときのその対応が、本来であれば相談センターから案内があるものと思いますが、この現状でありまして、非常に感染者も多い中、電話が繋がらないという状況も理解はできます。そういった場合に、男鹿市としての対応のマニュアル化、例えば症状があるのか、ないのか、そういった場合に、じゃあどこに相談するべきなのか、また、完全に症状があつてPCRを受けたい場合

には、どこどこの診療所が対応をしている等のマニュアル化を市のほうで作って、市民の皆様に、例えば広報なり、インターネットで調べられない、例えば高齢者の人のために広報等での情報の周知、そういったものができないのかお聞かせください。

以上です。

○委員長（太田譲） 佐藤健康推進課長

○健康推進課長（佐藤一明） それでは、委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、つながらない場合の話なんですけど、委員がとった行動のとおり、今現在行われている、症状ある場合、なしの場合でもそうなんですけど、自分が自分に疑いを持った場合、まずどこに連絡すればいいのかという、第一段階としては、まず、かかりつけ医があれば、まあこれは一般的に言われてますけど、自分がふだんかかっているお医者さんがあれば、そこにまず相談するのが第一点。で、それらのかかりつけがない場合は、先ほどもおっしゃってました受診センター等にかけていただく。そこで運良く、今のであれば運良くという言葉になってしまうんですけど、つながった場合は、そこからいろんな指示が出ます。例えば、そのまま自宅で待機してくれという話もあれば、お近くの医療機関を受診してください、または、かかりつけ医があればそこを受診相談してくださいというような指示があるはずなんですけども、今こういう御時世ですから、やっぱりなかなかつながらないというのは私ども聞いております。

その場合、つながれば、まあそれで指示仰いでそのままいけばいいんですけど、つながらなかった場合の話なんですけど、市内のほうでは、基本的に陽性、もう症状がある場合の受診を受け付けている病院というのは、基本的に民間病院ではないです。その場合は、みなと市民病院というのが一つ候補に挙がってきます。みなと市民病院の場合であれば、症状等がある場合、事前に、あくまでも事前に電話をしていただいて症状等の状況を聞きながら、で、事前の予約の中で発熱外来を受診していくということが可能ですので、一つはこの方法になると思います。で、症状なしの場合であれば、先ほど委員がおっしゃったとおり、市内であれば今、文化会館のほうでPCR検査センターが設置されておりますし、ツルハさんでも検査っていうのはできるようになってますので、ツルハ、もしくはPCR検査センターのほうで、症状がない場合はこちらで検査、検査キット、もしくはPCR検査、どちらもできるようになっておりますので、こちらのほうで検査をしていただくと。そこで陰性であれば、それはそれ

でおしまいですし、そこでPCRを受けた場合に陽性ということが出ると、今度キットの陽性が出た場合は保健所に連絡をしていただくということになります。ただ、あくまでも検査キットはキットですので、場合によってはやっぱり病院をちゃんと受診していただくのが一番ベストなのかなということになります。

これらの初期行動から、じゃあこういう場合はどうしたらいいのか、ああした場合はどうしたらいいのかというのは、度々こういうふうに魁新報さんでも大きく県のほうでいろいろ情報提供しておりますし、ホームページのほうでも我々もある一定の場合の情報は掲載しております。で、国のほうでもいろいろ出しておりますので、そういうところで情報取得することができるかなと。ただし、それはインターネットが使える方の話であって、おじいさん、おばあさんなど高齢者の方にインターネット使えといてもそれはなかなか難しい話ですから、確かにそういった方たちへの情報提供というのは、若干やっぱり課題があるのかなと思っております。今までも広報である程度そういう情報は出してはきておりますが、全ての方が見ているかと言われれば、それは大変難しい話かというふうにも思いますので、その辺はちょっと改めて情報のほうを整理した上で、今後の広報等の中でその辺の情報を出していく方向で検討していければなど。この後、ワクチン接種に関してもオミクロン株対応ワクチンの接種が始まってきますので、その辺も併せてですね、改めて市民の皆様がコロナ、まあワクチン接種のことも、それと、この感染の対策、感染への対応っていうのももうちょっと分かりやすいような情報を提供していければよろしいかなというふうに考えますので、その辺は検討して前向きに進めていければと思います。

また、男鹿市の感染対策ということで、これまでも議会のほうでも再三お話させていただいておりますけども、基本的には手指消毒から始まって、マスクの着用、密の回避、これらはもう基本的な簡単なことですが、なかなか実際にやるのはやっぱり難しい場面もありますが、やはり自分で自分を守る、周りを守るという意味で、できる限りこれを実践していただくのが重要なのかなというふうにも思いますし、昨日も行ったワクチン接種、副反応が怖くて打てないとかっていう方もいますし、迷っていると、いろんなお話はありますが、まずワクチンを打つことによって、かからないとは言えないんですが、重症化を抑えるだとか効果はそれなりにあるということで国も進めておりますし、我々もそういった意味で、市民の生命を守るという意味で進めて

おりますので、できる限り打っていただきたいというのが市の考え方ですし、それが結果的には感染予防、感染拡大を防ぐことにつながると思って我々も進めておりますので、これからもそういった考えのもとで対応を進めてまいりますので御理解いただければと思います。

○**委員長（太田譲）** 佐藤課長、センターにつながらない場合のマニュアル化について、答弁なかったのをお願いします。

○**健康推進課長（佐藤一明）** 申し訳ございませんでした。

センターにつながらない場合のマニュアル化に関しても、できることは正直多くはありません。やはり最終的には医療機関、医師の判断というのがいろいろ必要になってきますので、そういった方法での流れにはなるんですけども、市民の方が分かりやすい、できるだけじゃあどうしたらいいのっていう場合には、じゃあこうしたほうがいい、ああしたほうがいいっていうのは確かにあるかと思っておりますので、その辺のマニュアル化、本にはならないかもしれないですけど、分かりやすい資料を今後提供できればなというふうには思っております。

○**委員長（太田譲）** 再質疑ありますか。

○**5番（吉田洋平委員）** ありがとうございます。

今回、実体験での直接つながらない場合、で、かかりつけ医なんですけど、まあ私だけなのか分かりませんが、やっぱり若い世代っていうのはあまり病院に行くことがないので、正直かかりつけ医というものがありませんでした。なので、かかりつけ医に相談してくださいっていうマニュアルもちろん見ましたけども、やっぱりそういった人が若い世代は特に多いかと思えます。そういった場合に、では次にどこに連絡をするべきかっていうのがやっぱり記載されておりました。で、新型コロナ相談センターもつながらないとなると、もう手の打ちようがないってことになると、やっぱり市民としては不安が残るのかなという認識がありました。

それで、みなと市民病院、認識が違っていたら申し訳ないんですけど、診療所等でコロナのPCR検査を請け負っている病院で先生に話を聞いたんですけど、有症状の方のみPCRを受けてますと私は言われました。では濃厚接触者で無症状はどうしたらいいのかっていう場合にも、その病院の棟では受けられないっていうふうに言われましたので、そういった場合、じゃあ私自身どこで検査をしたらいいものなのかって

いう案内も、直接そういうサイトには出てきませんでした。今、こういうふうを受け答えていただいて説明をされればもちろん分かりますけども、そういったものが目につくようなサイトであったり、まあ冊子にはならないと思いますけど、パンフレット一枚ぐらいには、例えばそういう対策の方法だったり作れるのではないかなど。で、実際に脇本のほうで、太田委員もおっしゃったかと思うんですけど、小学生の子がけいれんを起こして救急車を呼んだという事例もありました。そういった中で、同じ地域に住んでいる人から、そういったマニュアル、まあ冊子、家でパッと見て、すぐどういう順番で、どこに連絡すればいいのかっていうものを作れないものかという相談がありましたので、そういった感染後の行動に関してではなくて、感染、陽性か陰性かが出るまでの流れっていうものを、市としての考えをできるだけそういう冊子一枚にでも載せて、市民の人にそれを持っておいてもらって対応をするような形がつかれないものかお聞きします。

あと、その診療所の情報の開示、対応、PCR検査に対応している診療所がないか、相談センターに聞きますと案内がありました。そういった情報は、例えば市のホームページなりに、PCR検査、有症状の方、検査できますというような情報開示ができないのか、そこの答弁がなかったのも、それもお聞かせいただければと思います。

○委員長（太田譲） 佐藤健康推進課長

○健康推進課長（佐藤一明） お答えします。

パンフレットのほうに関しては、作れないかと言われれば作れないことはないのですが、前向きにそこは考えていきたいなと思っております。

ただ、もう一つのPCR検査受けれる場所というのに関しては、基本的に、先ほども申し上げましたけども、単に検査をしたいっていうことで受けてくれるところはありません。あくまでも症状が出た上でということが一つの条件になりますので、じゃあその症状が出てしまったとき、PCR検査を受けれないのかっていう話もあるんですけども、症状があるっていうことはウイルスを保持している可能性があるため、それを持ったまま、ある意味、外に出歩かれるのは非常に危険なことだというふうには認識しております。ですので、国のほうも自宅療養だとか、そういうふうなことで対処していただきたいって話ですね。それで病院に行ってしまうと、それが逼迫につながるといことになるので、その重症度というか、症状にも当然よりまずけども、

もし自分が明らかに陽性、まあ陽性も調べなきゃ分からない話で、あくまでも調べた上にはなるんですけども、その調べ方の一つとして、単純にPCR検査を受けたいだけではどこもなかなかやってくれないので、その間はやっぱり難しいと思います。症状出るまで、じゃあどうすればいいのっていう話になるので。でもそれをやるためには検査キットだとか、検査場というのがあるので、まず症状がない場合はそういうものを使って判断する。で、症状が出てしまった場合は極力、まず医療機関に御相談いただくというのがやっぱりベストかなと思います。で、その受けれる医療機関は確かに多くはありませんので、そこら辺を整理した上で情報を今後出していければなどというふうに進めてまいります。そういった流れも一通り、皆さんの行動が最終的にそれが自宅療養になるのか、入院になるのかは分かりませんが、いずれにしてもその流れが分かるものは確かに一つ作っておかなきゃいけないのかなというのは、委員の質問によって改めて思ったところでありますので、その辺は前向きに進めていければと思うところです。

○委員長（太田譲） さらに質疑ありますか。

○5番（吉田洋平委員） すいません、僕の質問の仕方が悪かったのか、有症状、陽性判定、陰性判定が出てない段階での、完全に熱が上がってるので、診療所だったり病院には行けないと思うんですよ。で、最初に症状を説明して、どういった対応をとればいいのかっていうのは、恐らく、相談センターが最初の窓口になるのであろうと思うんですけど、今回そこが繋がらなかったもので、そういった場合、症状を持って、で、病院の診療を受けたい場合に、例えばコロナの受け入れ可能な病院の連絡先だったり、どこが対応してるかっていう情報というのは、正直探しても出てきませんでした。で、みなと市民病院のホームページで「コロナ対応 男鹿みなと市民病院」で検索しても、症状を説明した上で御相談くださいみたいなページも出てこなかったもので、そういった意味で、その症状が出ていて、でも検査はしないといけないと思うので、そういったときに、まあ地元でその電話をかけられるような診療所、コロナ対応をしている診療所の電話番号等、あとは、みなと市民病院が対応しているっていうそういったページを作るとかっていうのはできないものか、最後にお聞かせください。

○委員長（太田譲） 佐藤副市長

○副市長（佐藤博） みなと市民病院のPRといたしますか、周知がどうなってるか、

ちょっと私もあれですけども、基本的に発熱外来は、みなとのほうでは受けるということは、これは間違いございませんし、当然一般診療にあまりにも負荷がかかると制限させてもらってる場合もあるでしょうけども、基本的には発熱外来はみなと市民病院で受けるというふうな、男鹿市民の場合はですね。最近、南秋のほかのところでもあまり受けたがらない病院なり医院なりクリニックがあるというふうな話で、県のほうの発熱外来のほうから、相当程度回されてきているというふうなこともあります。少なくとも男鹿市民の場合には、優先とはいいませんけども、男鹿みなと市民病院のほうで発熱外来を受けるといことで、スタッフもいつもその準備でてんやわんやしてございますので、周知の仕方はともかくとしても、そういう体制になってございます。

で、多分男鹿市独自のマニュアルを作るといっても、ほぼ基本系は県のほうで出してるやつと変わらないと思います。ただそこにね、そこにもしかすれば、男鹿市の場合、男鹿市民の皆様はまずここに電話してみてくださいと、例えばここが男鹿市民の場合は幸い市民病院がありますのでね、南秋のほかの市町村とは違いますから、そこら辺のところは記入できるかもしれない。で、ほかのクリニックのところも、多分かかりつけ医のところであれば当然電話を受けてもらえると思いますけども、ドクターの方が気にするのは、やっぱりかかりつけ医でないと、過去の病歴はつきり分からない。今の症状だけで判断できないということは、よくワクチンの協議会のとき聞きますね。ですからやっぱりかかりつけ医が先に優先されるでしょうし、それ以外誰でもいいです、誰でも発熱外来を受けますよっていうところは、もしかすれば少ないのかもしれませんが、そこが何で公表されてないのか、多分うちだけでなくて全県的に公表されてないと。極めて数が少ないということが根底にあると思いますけども、そこら辺はちょっと聞いてみないと分かりませんが。

いずれこの問題は、これぐらい、第7波ぐらい感染拡大しますと、どうしても医療に相当な負荷がかかりますし、要すればそこで既往症を持ってて重篤化しやすい方をやっぱり真っ先に病院とすれば対応しなきゃいけないということなので、市民の皆さんからもある程度の御協力はいただかなきゃいけない。要するに自分で行動制限するっていうことも併せて考えてもらわなきゃいけない。個人的に言わせてもらえば、内科を標榜してるクリニックは、まあかかりつけ医かどうかということはあるで

しょうけども、基本的に発熱外来ぐらいは受ける、ワクチンの接種ぐらいはやるというぐらいにしてもらわないと、なかなか行政側としても厳しいですよ。これは、うちの市だけでなく、県内だけでなく、全国的な問題でしょうけども、日本にドクターはやっぱり内科が一番多いですよ。それでいてコロナのやつにね、まあ協力的なところはもう限られるわけですよ。そうした中で、みなと市民病院、非常によくやっているといますね。

もう一回そこは、どんなマニュアルができるのか、どれぐらい市独自の情報を付加できるのかは、ちょっと内部で検討させてもらいたいと思います。

○委員長（太田謙） 5番吉田洋平委員の質疑を終結いたします。

次に、4番安田健次郎委員の発言を許します。4番安田委員

○4番（安田健次郎委員） 決算審査ですから、冒頭説明の段階で監査委員から、相変わらず経常経費を含めて数値が悪いから、努力目標になる、何十年来、指摘せざるを得ない、そういう財政構造だと思うんですよ。ですから、まあ確かに前任者の三浦委員が言ったようにね、お金をためて使わなけりゃ指数はよくなるわけだけれども、しかしやっぱり今求められているのは、多様化っていうかね、非常に財政構造、自治体の取り組む課題が非常に多岐にわたって多くなってるんですね。まあこれ、ここだけじゃなくて、今の生活スタイルから見ても非常に需要が多くなってる。そういう点では財政構造っていうのはなかなか好転するにはね、相当な努力が、もう昔の何十年前の産業努力みたいな形で日本を再生する、そのぐらいやらないと、財政力っていうのは高まらないと言われてるらしいんですよ。

それはさておき、今、決算ですから、本来決算は審議した上で、まあいろいろ精査して、この次にどうやってつなげるかという観点で捉えてやらざるを得ないわけだけれども、今日は細いというかね、私が気になってる点だけ二、三質問させていただきます。

一つはね、災害があるんですけれども、非常に気になって2件ほど相談受けたんだけどね、まあ公道が壊れたりすればすぐ災害復旧っていうことでやるんですけども、個人の敷地なり、個人と個人の災害については手をつけないと。で、相談してもなかなか個人のことで手が出ないと言われてるんですね。で、道路から自分の個人の宅地に流れたり、畑地に被害があれば一定に取り組むわけだけれども、個人と個人の

隣接している中での被害、例えば土砂が流れて隣のうちに乗っかかるというか、押し潰そうとしているぐらい堆積した土が流れる。それから例えば擁壁が壊れて、隣のうちに相当迷惑かけている。でもやっぱりそれは、そのうちの財力っていうか、その生活スタイル、基盤っていうか、それが強ければ業者を委託してすぐやらせることができるんだろけれども、なかなかそうはいかない家庭についてはね、なかなか取り組めないと。どうしたらいいかっていう問題なんだよ。これをちょっと宿題にして考えていただきたいなっていうことでね、個々の災害、地震も含めて、この間の大雨も含めて、こういう場合の対応策っていうのはやっぱり何らか検討しないとね、やっぱりまずい次元じゃないかなと思うんですよね。知らぬ存ぜぬでいいのかどうか。これの取組方をひとつお聞きしたいなということでもあります。

二つ目は、日本型直接支払事業という項目があって、二つほどあるんですよね。一つは荒れ地を、荒れ農地をっていうか、耕作放棄地などを管理するっていうか、もう一つは多面的機能の支払交付金1億幾らかあるのかね。この間も一般質問でちょっと触れたんだけど、道路の草刈りとかね、排水だとか、それからため池だとかね、こういうことの管理について、この多面的機能のお金で相当今、何とか維持してるんですね。まあこのお金が出てくる六、七年前までは、なかなかそういうところに手が出なくて、個人任せであって、荒れ地が結構あったんだけど、今やっぱりため池だとかね、堤防沿いのふだん個人では刈りきれない草とかね、ツタがいっぱいある。こういうところが今、多面的機能の交付金で各町内取り組んでるから、結構進んでる場所は進んでるんだけど、今日質問したいのは進んでいないところ。全部使いきれないところの予算もあるんです。ですから、各集落によって多面的機能をうんと上手にやれば、その地域が非常にきれいな沿道になるし、きれいなため池になるし、きれいな道路になりつつあるんだけど、やれないところは非常にやっぱり荒れてしまうと。これはやっぱり何とか改善しなきゃならないんじゃないかなということで、今日ちょっと取り上げさせていただいたところです。この対応策ちょっとお聞かせ願えればなと思うんです。

同時に耕作放棄地もね、これも依然として、まあ金額も少ないんだけど、進まない。取り組んでる割にはなかなか解決してないんですけれどもね。これらもこのまま放置しておくわけにはいかないと思うんだけど、どうしたらいいのかっていう宿

題を含めてね、御検討方お聞きしたいと思います。

それから三つ目、いっつも言う、心配症なんだけど、観光事業のとこちらっと見てたらね、西海岸の観光船の事業がね、利用客が千何人だったかな、補助事業で500万ほど出してるのかな。前、去年だったか報告受けたか、誰かから質問あったような感じするんだけど、ちょっと気になるのはですね。あれで事業が成り立つのかなという事で、まあ寒風山も一生懸命なんだけども、その前にやった西海岸のね、この船の遊覧、これ果たしてこれで順調に継続できるのかどうか、ちょっと気になったもので、大丈夫なのかお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○委員長（太田譲） 薄田建設課長

○建設課長（薄田修一） 私のほうから災害の対応策についてですけども、今回委員から質問のありましたような、いわゆる個人の財産を何とか助けてもらいたいというような内容につきましては、私どものほうは、公共財産であれば、道路とか河川が原因で民地とか個人の方に災害というか被害を及ぼしてる場合は、道路管理者として河川管理者としてというふうな対応はしてるんですけども、多分、私が覚えているのであれば、野石地区の方の民地と民地の問題だと思ったんですけども、あそこの場所に関しても、要は公共施設が、私どものほうで管理してるものが絡むような条件が全くなかったものですから、恐らく対応が困難だったと思われま。

ですけども、今委員から質問のありましたこの対応策ですね、これは今、私だけの所管で考えるとこういうふうな答弁になるんですけども、市全体として、それじゃあどういった方法があるのかというのをこの後検討させていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（太田譲） 鎌田農林水産課長

○農林水産課長（鎌田重美） そうすれば、私のほうからは多面的機能支払交付金のことについてお答えいたします。

実際有効に使っていただいて、その農地、農業用水路、それから農道等管理していただきまして、地域の美化が図られていると。また、農地におけますいろいろな多面的機能が維持されてるというような状況がございます。委員のおっしゃるとおり、なかなかよろしいそのあれでありますけれども、ただやはり市全体の中では、ある程度

の団体しかない。ですから、まだ組織してないようなところ、特にその組織してないところでも特に不便がなければってこともあるんですけども、実際こんなことをやりたいというような形で御相談受けたこともございます。そちらのほうに関しましては、そういう組織のほう作っていただいとというような形でお願いしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

あとそれから、災害のことですけれども、農地のほうに関しましては、私どものほうで大きな農地災害っていう部分になりますと、その保障を使つての農地復旧工事あるわけですけれども、今般あまり大きな災害はございませんでしたので、農道やそういう部分に関しては、材料支給という形で今回予算お願いしておりますので、どうかよろしくお願いたします。

以上であります。

○委員長（太田譲） 船木農業委員会事務局長

○農委事務局長（船木聖徳） それでは、耕作放棄に関して委員からの質問にお答えいたします。

既に一般質問でも答弁させていただいてる中で、やはり個人で管理してるものについては、まず一義的にはその個人が管理していくということになります。ただそうした中で、国のほうで行っている交付金とかそういったものを地域地域で活用して、農地機能の維持などを図っていくといったことがまずできているところと、また、中山間地などでそういうふうな活動がうまくいかないというところは、どうしてもそういうふうな荒れた農地というのが増えていく傾向にあるわけでありましてけれども、農業委員会、また地区におります農業委員の方々と情報の共有をしながら、そういった荒れている農地などについては、何とか保全、草刈りだとかそういったものをお願い、また、何とかそうならないように、例えば小作を探すだとかそういったものの周知などについて行っておりまして、今後ともそういった取組については、また引き続き行っていくと、そういう状況でありますので、どうかよろしくお願いたします。

○委員長（太田譲） 長谷部観光課長

○観光課長（長谷部達也） 御質問3点目、観光船の関係ですけれども、令和3年度、昨年度は3か月、ほとんどが7月から9月までの運航でしたけれども、こちらで1,100人、おっしゃったとおりでございます。こちらについては、内容がほぼ個人客

の利用ということでございました。その前の令和2年度は、船川から大きめの船を動かしていたために、男鹿駅まで来て、その先の西海岸の二次交通という側面もかなりあったんですけれども、やはり時間がかかり過ぎて乗る人が少ないと、観光として乗る人が少ないという側面がありましたので、令和3年度は門前からの発着ということにしまして、大体1時間ぐらい西海岸を見ていただくということで観光メインの運航にしております。

実際実施してみまして、令和3年度はDMOで宣伝予約等もやりました。結果、運航事業者のほうからもある程度補助があればやっていけないのではないかという見通しが立ちましたので、令和3年度は運航実証として委託で行いましたけれども、今年度は補助として、一定額の補助のもとに運航事業者さんが動かしていると。で、5月のゴールデンウィークの後半から動かそうという話をしていたところで、ちょうど4月に北海道の事故がありましてというところはあったんですけれども、そういった事故の影響よりも、むしろ今年天候が悪くて波が高くて運航できないということのほうが非常に強いようございまして、特に8月は3分の2が運航できず運休になっているという状態です。昨日、私、ライドの自転車の関係で門前におったんですけれども、昨日は天気がよくてかなりのお客さんが漁港のほうに降りていただいて乗っていただいています。なので、運航があった日は平日であっても10人とか20人近くの人数が動いておるんですけれども、物理的にもう運航できないという状況がありまして、今年は8月までで370人ぐらいしか乗ってないと。なので、御質問は去年のお話でしたけれども、去年の状況であれば十分運航の継続は可能だと考えておりますが、今年度の状況、非常に厳しい状況がありましたので、実は今週末に運航事業者さんと、あと実際宣伝等行っております観光協会等で、来期どうなりますかというお話をさせていただこうとしていたところございました。なので、天気をどうこうするっていうのはちょっと難しいんですけれども、そこも含めて経営としては考えていただかなければいけない状況ですので、この後についてはもう一度打合せをさせていただいて、人気のあるコンテンツでございまして、そちらを継続していきたいというふうに考えております。

○委員長（太田譲） 再質疑ありませんか。

○4番（安田健次郎委員） もう二つだけ。

災害のことについてね、建設課長、確かに自分で答えはできないと思うんです。宿題だとは思いますがね。ちょっと皆さんからも考えていただきたい。市長もいつもね、議員の皆さんからも考えていただきたいと言うからね、私からも逆に考えていただきたい。ちょこっと公道に関わって市有地が壊れれば補助の対象になって援助してもらえる。たまたま公道に関係ないと。個人と個人のところで、まあ億万長者であればいいんだけど、一人暮らしだとかね、所得の全然ない方がほかの人に迷惑かけた場合に、どういう現象が起きてるかっていうの、察してるか、考えておられるのかどうか。いろんな制度があって、いろんな補助事業があって、特別な場合があれば、例えば市長が認めればできるとか、特別な事情の場合はこれこれすることができるっていう条項がたくさんあるんですよ。だから災害についてはなぜね、個人の場合の個人で手がつけられない災害に対しては手立てができないのかと。不思議なことなんですよね。ここがやっぱり過疎だとかね、住みにくいとかね、生活条件が悪いとかね、いろんな悪いほうへの解釈につながっていくんです。だからね、そうなればお金がうんとかかれば市の財政に負担がかかるっていうことがあれば大変なんだけど、10万円規模の災害でも出せない家庭がある。たまたま私の隣もそうなんだよ。この間言ったでしょう。十何年間、擁壁壊れて手入れができないんだ。で、その隣、田んぼ作られないのよ。ブロックが壊れていて。いや、実例言わないと理解してもらえないから。それもね、奥さんと子ども二人だけでいる人にさ、保障しろって言える。言えないのが普通でしょ。ですからやっぱりそういうところもね、特別な事情を考慮して、男鹿市の場合はたまたまね、誰が見てもこれはかわいそうだなという現象があるとしたらね、個人の災害についてもやっぱり幾らかでも手立てをするのがね、私は男鹿市の優しさじゃないかと思うんで提案して再質問しておきます。

もう一つ、観光課長、数字だけ見ただけではね、去年も何とか間に合ったというの、500万の補助があるからやってるだけの話だ。百十何人で500万のお金なければやられないんでね。去年の例でも、今年は絶対やられないと思うんだ。成り立たないんでないかなと思って心配して言ってるの。それでも大丈夫ですか。

終わります。答えだけお願い。

○委員長（太田譲） 長谷部観光課長

○観光課長（長谷部達也） 去年の収支だけで考えますと、1人乗って1,800円、

それで1, 110人乗ってますので。

○4番（安田健次郎委員） それでも200万弱しか入らない。

○観光課長（長谷部達也） はい。確かに補助なしでできるかと言われると、確かに事業者さんからもかなり苦しいという話はいただいております。なので、去年は実証ということでしたので、運航費の補助プラス、そのシステムといいますか、立ち上げのところの船を直すですとか観光の宣伝をすとかという話もありましたので、そういったところも含めて550万ぐらいの金額がかかっています。で、今年の補助については350万を補助金として出して、運航費プラス、これぐらいの金額を出します。で、これでやっていけますかという話で協議をした上で、今年についてはそれで動かしておりますので、全く補助なしでいけるかと言われると確かに苦しいとは思いますが、事業立ち上げの支援として一旦お金これぐらいのものを出します。で、だんだん宣伝も含めて名前を売って行って、それで自走できるようになれないですかねというお話をさせていただいてるところです。

○委員長（太田譲） 田村産業建設部長

○産業建設部長（田村力） 民地と民地の場合などそういった話になるかと思えますけれども、基本的にうちの産業建設部としての答弁は先ほどのおりでありますけれども、なるだけそこに絡めてお手伝い、お助けできないかっていうのがまず最初の段階ですけれども、委員おっしゃるとおりそういったいろんな事情といいますか、あると思いますので、そういった場合どういった支援ができるか。まあちょっと今ここではお答えできませんけれども、様々いろいろ想定してみても何かできないか、そういった部分、庁内といいますか、市役所全体で考えていければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（太田譲） 佐藤副市長

○副市長（佐藤博） 災害のやつは今部長が話しましたように、ちょっと検討させてください。被災した方々は、基本的にはあまねく支援するというふうなのがやっぱり基本だと思いますので、ただ、丸々全額ではこれ当然ございませんので、どういった形でできるのかは内部で検討させてください。

それから、安田委員からはいつも厳しい御質問を受けて、結果的に答弁するとなかなか方向が違っている感じが、思ひは同じなんですけど、プロセスがちょっとどう

もあまり合わないなというふうに、委員も思ってるし、私も思ってるかもしれませんが、今回の日本型直払のやつは、私はまさに委員のおっしゃるとおりだと思います。なかなか耕作放棄地の解消なり遊休化を防止するっていうのは、これは本当に多分、時の総理だろうと農水大臣だろうとなかなか難しい。これやれば大丈夫ですっていうのはなかなかないと、これぞっていう手は。ただ、基本的に日本型直払、農地・水の直払もそうですし、中山間のやつも協定結んでるやつもそうですけども、基本的にはそうならないようにということでの日本版のやつでございまして、スポット的にいろんな耕作放棄地を何とかすれば補助出しますよだとか様々ありますけどもね、基本的にベーシックな事業は、この直払なんです。ですから、これをまずやった上で、それでもなおかつ様々不足な部分の対策はあるだろうということで、これやったらどうだ、あれ取り組んだらどうだっていうことはあるでしょうけども、これもやらずして、それはやっぱりなかなか難しい話なので、まずは、市長と一緒に職員にしゃべってるのは、日本型直払何ぼっていうことで決裁もらいに来ますけども、やるところ増えたかと。そこだと思っ是吧。全部やってるかっていうと、そうでもない。うまく使ってるところもあるんですよ、これは。委員も多分お分かりだと思いますけども。だからそういうところを一つでも多く取り組んでもらうっていうことがやっぱり今、男鹿市の行政のほうでね、やらなきゃいけないことだと思ってございます。

で、まず地元の方々も、いやいや、あと面倒くさいからみんなやってけれって、これはうまくないので、ただ、七面倒くさいことを、あれ作って、この規約作って、これやって、あれやって、で、この計画書出してやらないとお金来ませんよって説明しちゃえば、まずやらないですよ。そうでなくて、大概是、実際の作業は、例えば草刈りする、泥上げする、水普請にするというやつは、それは何とかかんとかやれると。けども、計画書作ったり経理、仕分けするっていったって訳分からねえねがっていう話のところで、結構二の足踏んだり、やめられるところはあるというふうには聞いてます。これ男鹿だけでなくて全県、全国でも。ですから、例えば土地改良区のほうで経理を一手に引き受けてやると。まとめて経理の仕分けとか何かやるから、まずやってみないかというふうな声掛けもあると思うんですね。そういう形で、まずはこの事業に取り組むところ、今さらですよ、これ本当に、中山間なんかもう平成12年

から始まってますからね。かれこれ20年も30年もたつ事業ですから、もう既にね、やってるところはとっくにやってるし、これまでもいろんな勧誘はしてると思いますけども、いま一度、どういう形にすればできるのかということを含めて、ちょっとアプローチ必要だなと思ってございます。

やっぱり遊休化する前に手を打つことが大事であって、なってしまうばなかなかこれ難しいということです。事前の対応が必要だっていうのは、一般質問の答弁でも市長がお答えしましたように、中山間の圃場整備、これもやっぱり考えなきゃいけないと思ってるんですね。我々も水向けながらやってきたと思いますので、ぜひ委員からもそこら辺も地元の方々にもね、こういうこと市のほうが考えてるんだから、何とか一回考えてみないかというようなことをアプローチしていただければなと思ってます。なってしまうば、あとはなかなか厳しいすな。本当駄目なところは、林地活用しか私はないと思ってます。荒らしておくよりはそっちのほうがまだいいすよね。ていうことですので、なかなか解決策が見出せない重い課題ですし、難しい課題ですけども、まずはこの日本型直払のやつを一つでも多くのところでやってもらえるように、まず諦めずにアプローチしてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

○委員長（太田譲） さらに質疑ありませんか。

○4番（安田健次郎委員） 終わります。

○委員長（太田譲） 4番安田健次郎委員の質疑を終結いたします。

次に、8番佐藤誠委員の発言を許します。8番佐藤誠委員

○8番（佐藤誠委員） 皆さん、すごく大局的な話をするんですけど、私は何かいつも突っ込んでばかりで申し訳ございません。細かいこともありますけど、決算特別委員会ということで決算書をずっと見てまして気づいたことについて、幾つか通告書に基づいて伺わせていただきたいと思います。

まず、決算書の11ページになりますけども、決算というとまず歳入を見ないといけないんですが、市民税の件で収入率というところを見ますと、パーセンテージが記載されているんですが、やはり市民税の個人の滞納繰越分、これが一番右端になると18.75パーセント、それから、もうちょっと下に降りていきまして固定資産税の滞納繰越分も22.08パーセント、まあこの辺がちょっと数字的にはぐっと低いなということで、これはやはり大体いつもこのぐらいの程度で進んでいくのか、今

後もこんな感じのパーセンテージでいくのかなと思いますけど、これは多分この5年間の内容だと思うんですけど、その辺のことをまず確認の意味で伺わせていただきたいと思います。

二つ目は、48ページになります。下のほうですが、男鹿駅周辺にすごく格好いいパーゴラ付大型ベンチができて、及びサイン設置工事とありますけども、あれの内訳、あのパーゴラに幾らかかったのかなっていうのがちょっと分からなかったのので、それを教えていただきたいなと思っておりました。

それから、52ページになります。財産管理費の真ん中なんですけど、委託料、市有土地測量設計業務48万4,000円とございますが、これってどこ測ってるのかなと、場所とその目的をお知らせ願えればいいなと。地籍調査はまた別にやっておられるので、これは市の土地のどこを測ってるんだろうなということを伺わせていただければと思います。

それから、70ページになります。上から2番目あたりですけど、扶助費がございます。扶助費の不用額が8,016万9,000円ございます。監査委員の意見書のほうには、その部分はやはり、住民非課税世帯の臨時特別給付金の給付実績による減だと書いてあります。ということは、これの理解ですけども、給付する予定の人がいたであろうが、申請とかがあまりされなかったのかなと。実際予定していた人が申請できなくてこうなったのかなと思って、ちょっと疑問に思いました。その内訳、内情を教えていただければと思います。もしそうであれば、今後また同じような形でいったときに、その申請のやり方とかを何か工夫しなきゃいけないのかなということを思いました。

それから最後、95ページになりますが、シルバー人材センターには補助金1,010万円出してますけど、シルバー人材センターは随意契約を受けてるというのを伺ってました。その金額っていうのは、大体市からどのぐらい年間いってるものかなっていうことを伺わせていただければと思います。

以上です。

○委員長（太田譲） 佐藤税務課長

○税務課長（佐藤静代） では私からは、市民税、それから固定資産税の滞納繰越分の収入率についてということでお答えいたします。

まず委員から、収入率のほうが高いというようなお話というふうに理解しております。確かに収入率のほうは、現年分などと比べると大変低いというような数字にはなっております。ただこれは収入率の話でして、収入未済額という点で申しますと、こちらのほうは、収入未済額そのものは年々減少しております。一般税、それから国税や介護保険とか全てにわたって税務課のほうで債権管理、収入している滞納繰越の額ですけれども、平成23年度につきましては6億円以上ありました。それが令和3年度では2億円を切っております。なので、こちらのほう、滞納整理などなど行いまして、毎年滞納繰越の額そのものは減少しているというような状況になっております。

それですね、この個人市民税の滞納繰越分の18.75パーセントという収入率について説明したいと思います。

こちらのほう、2年度決算より収入率のほうは大分上がってまして、5ポイント近く上昇しております。こちらのほうの理由ですけれども、令和2年度中において不納欠損の額が増加しております。それに伴いまして3年度の滞納繰越額の調定額のほうが減少しております。そういったことで、この率のほうが高めに出ているということになっております。

また、固定資産税のほうの滞納繰越分の収入率ですけれども、こちらのほうも2年度の決算に比べまして13ポイントほど上昇しております。こちらのほうの理由といたしましても、2年度中に不納欠損を行った額が増加して、分母のほうが小さくなっている。それと、固定資産税の場合は、2年度中にコロナによる経済対策のほうで徴収猶予という制度がございました。こちらのほうで、令和2年度中に支払いが難しいというふうに考えられるような税について、1年間くらい納付のほうを延長してもいいというような制度でしたので、これに伴いまして、2年度中の現年度分の未納分が3年度の滞納繰越のほうにきております。その金額が1,600万円ほどありました。これによりまして、3年度分の滞納繰越のほう、全て皆納まっておりますので、収入額のほうが増加しております。また、毎年この新規に滞納繰越が発生する額というのがありまして、現年度分の未納の額が翌年度の滞納繰越の調定額のほうに上がってまいりますけれども、この額につきましては、毎年、大小額の差はありますが、大体は減少している状況というふうになっております。なので、率のほうは確かに毎年この

ように低いんですけども、額そのものにつきましては減少しているというような状況ですので、よろしく願いいたします。

○委員長（太田譲） 杉本企画政策課長

○企画政策課長（杉本一也） 私からは、男鹿駅周辺整備パーゴラ付大型ベンチ及びサイン設置工事の、パーゴラが幾らなのかというふうなことでありますけれども、当該工事費1,036万2,000円は、パーゴラ、コンテナ、サインの三つの整備事業の合計額でございます。で、パーゴラの直接工事費は、これ参考としてですけども、市の設計額として632万2,249円であります。国産の木材を利用し、脱炭素及びSDGsにもつながる整備であり、この後、経年により木材部分の塗装等が必要となりますが、それを市民から実施してもらう予定としております。単なるパーゴラ、日除けと椅子というようなことだけでなく、この後の利用を絡めた一つのツールとして活用したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（太田譲） 鈴木財政課長

○財政課長（鈴木健） そうしますと、私のほうからは財産管理費の市有土地測量設計業務、それからシルバー人材センターへの契約の金額についてお答えします。

まず、市有土地の測量設計業務48万4,000円ですけども、こちらは野石字大場沢下地内の市有土地の測量設計業務ということで、この市有地の売却に伴いまして測量設計を市のほうで行うというものでございます。

この土地ですけども、これまで旧若美町時代から無償で土地のほうを貸していたというものが3件ございまして、このうちひまわり苑につきましては有償で売却するというので基本的に合意されたもので、ただその土地の中に一部道路部分がございまして、こちらを分筆するために測量するというものでございます。

この若美地区の3法人ですけども、このほか、若美荘、それから和幸苑がございまして。こちらについては、この後、総務委員会のほうで御報告することとしておりましたけれども、まず若美荘については有償で貸付すると。それから、和幸苑についても大筋では売却すると、そういった方向で交渉が進んでおりまして、それぞれ有償化に向けて今取り組んでいるところでございます。

それから、シルバー人材センターへの契約についてですけども、こちら、基本的

にシルバー人材センターへの契約は随意契約ということになると思いますが、補助金、それから指定管理、これ斎場とサンワークについて指定管理しておりまして、そちらを除きますと、およそ7,850万円の契約額、令和3年度の実績となっております。

私からは以上です。

○委員長（太田譲） 高桑福祉課長

○福祉課長（高桑淳） それでは、私のほうからは決算書70ページ、3款1項1目社会福祉総務費の扶助費の不用額の内容につきましてお答えさせていただきます。

不用額8,016万9,000円の内訳でございますけれども、3点ございます。一つ目は、児童保護費251万1,000円。二つ目は、灯油等購入費助成費115万8,000円。それから、三つ目が住民税非課税世帯等臨時特別給付金7,650万円でございます。

一つ目の児童保護費でございますけれども、こちらは母子世帯で自立した生活が難しい母子が入所利用します母子生活支援施設入所利用負担、それと経済的な理由で病院で出産することが難しい方が入所いたします助産施設入所利用料、こちらの実績がなかったために、この児童保護費251万1,000円が不要額となったものでございます。

それと二つ目でございますけれども、灯油等購入費扶助でございます。こちらのほうは2,900世帯分を予算措置させていただきましたけれども、助成の対象外としておりました施設の入所者や長期の入院者、こういった方々が相当数ございまして、最終的に支給世帯が2,707世帯、支給率は82パーセントとなったため不用額が生じたものでございます。

三つ目の住民税非課税世帯臨時特別給付金につきましては、非課税世帯5,300世帯分を予算措置をさせていただきましたけれども、こちらのほうは国の給付金ということで、国の制度では非課税世帯であってもですね、住民税が課税されている他の親族から税の扶養を受けていれば対象外とされております。よくある例で申し上げますと、両親が非課税世帯であっても別居している、例えば息子さんが仕事していて住民税を納めていた。その息子さんが、両親が所得がないということで税の扶養控除につけて、息子さんがその税の控除を受けている場合、こういった場合は、両親が非課税

世帯であってもこの給付金の対象から除外されるとされておりまして、で、当初非課税世帯5,300世帯と見込んでおりましたけれども、対象外となる対象世帯を抽出する過程でこうした対象外世帯を精査していったところ、実際の対象世帯が4,550世帯となりまして、対象が745世帯減少したことによりまして、この分として不用額が7,650万円ほど生じたものでございます。

で、令和3年度中の臨時特別給付金でございますけれども、対象世帯4,555世帯に対しまして、3年度中では4,095世帯に給付をいたしまして、支給率は89.76パーセントとなっております。残りの対象世帯に対する支給につきましては、令和4年度も継続しておりまして、令和3年度から5,770万7,000円を繰り越しいたしまして、今現在も給付の事務を進めているところであります。で、今現在の給付率は約96パーセントほどとなっております。

私からは以上でございます。

○委員長（太田譲） 再質疑ありますか。

○8番（佐藤誠委員） ありがとうございます。市民税の件、ほかのを見てるといっぱい入ってるなど、ちゃんと回収してるなって、決算書見れば本当にすごく分かってくる決算書だなど、努力が感じられてたんですけど、ここだけちょっと分からなかったんですけども、本当に頑張ってくださいることが分かりますのでありがとうございます。

あと、パーゴラの件も分かりました。とても格好いいなとは思っております。

最後の点だけもう一つ、その非課税世帯の件ですけど、5,300世帯って最初出すときには、対象外になるというこの条件は分からなかったんでしょうか。それとも後で発表されてそうなったのか。そこだけ伺いたいと思います。最初から分からなかったのかなと思ったんですけど。

○委員長（太田譲） 高桑福祉課長

○福祉課長（高桑淳） 予算を積算する上で、福祉課としては税務課からの税情報を活用いたしまして積算しているところでございますけれども、まず、この税扶養の状況につきましては、あくまでその対象が非課税世帯ということで、予算が不足にならないように、まずは非課税世帯の数で予算計上いたしました。その中で、この税扶養につきましては、そのシステムを活用いたしまして対象世帯を抽出精査していったところ

でですね、予算の段階ではしっかりとした把握ができないということで、まずは非課税世帯の世帯数で予算を計上させていただいたものでありますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（太田譲） さらに質疑ありますか。

○8番（佐藤誠委員） ちょっと苦しい答弁だと思いますけれども、まず終わってしまったことなんですけど、今後またこういうことがないように、分かったらあらかじめこの情報を精査して取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○委員長（太田譲） 高桑福祉課長

○福祉課長（高桑淳） この後こういった事業を進めるに当たりましては、諸条件しっかりと精査しながら、ただ、条件、こちらのほうで持っている情報ではないものですから、そういったところも含めまして総合的にしっかりと対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（佐藤誠委員） 終わります。

○委員長（太田譲） 8番佐藤誠委員の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時52分 休 憩

午後 2時52分 再 開

○委員長（太田譲） 会議を再開します。

3時まで休憩いたします。

午後 2時52分 休 憩

午後 3時01分 再 開

○委員長（太田譲） 会議を再開いたします。

佐藤健康推進課長から、先ほどのみなと市民病院のコロナ関連の質疑について、再度、発言の申出がありますので、これを許します。佐藤健康推進課長

○健康推進課長（佐藤一明） 吉田委員の御質問の件になります。

こちらでも改めてホームページ等で情報等、いざそうなった場合にとれるかどうかと今、実際に検索してみましたところ、資料等は確かにあることはありますが、なかなか深くてたどり着きにくいっていうのも分かりました。ですので、やはりそれが一般の方であれば、詳しい方であればもしかすればそうかもしれないですけど、皆さん必ずしもっていうこともありますので、例えば市の広報だとか、そういう形で改めてその辺、市民の皆さんが分かりやすいような資料等作成して配布していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（太田譲） 吉田委員よろしいですか。

○5番（吉田洋平委員） はい、ありがとうございます。

○委員長（太田譲） 一般会計について、ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（太田譲） 質疑なしと認めます。よって、一般会計に係る質疑を終結いたします。

次に、特別会計に係る質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。4番安田健次郎委員

○4番（安田健次郎委員） お疲れでしょうけれども、すみません、連続の質問で申し訳ないんだけど、まあ決算ですからね、やむを得ないところだ。

まず初めに介護保険のことについてね、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。

介護保険、今年から第8期で、再来年までに第9期の考えが必要になるわけけれども、決算書を見ると、今年もまた1億4,000万ほどの黒字が出てるようなんです。何回か過去にも黒字が多いから引き下げろ、黒字額があるから引き下げろと言ってきたわけだけど、依然として算定なり、堅実な運営っていうことでね、この程度の黒字決算を打たざるを得ない要因もあるのかなとは思うんだけど、しかし実際介護保険を納めている方からするとね、なぜそんなにため込まなきゃならないのかなという疑問がまた一方で湧くわけです。この点の問題はさておいてね、いずれまあ国保は大変高いっていうのは何回か言って分かると思うんだけど、介護保険も引き続き総額も多くなったよね、50億台になっちゃった。健康保険が過去多かったんだ

けども。この中でね、やっぱり今、特別徴収でね、ほとんど年金から引かれるもんだからね、そんなに不納欠損が多くならなくてもいいんだけど、普通徴収の方々が少ない割に不納欠損がちょっと多いんじゃないかなって、ちょっと気になったんですね。で、まあ何ぼだ、220万ほどかな、額から見れば少ないと思うんだけど、年金を納めてる方々、我々、普通全部特別徴収で年金から引かれてるんだけど、普通徴収って数は忘れたんだけど、そんなに多くないはずなんですよね。何人かだと思うんだけど。こういう少ない数字の中で不納欠損が多いっていうのは、非常にちょっとやっぱり介護保険も相変わらず高いのかなっていうことで質問させていただきたいと思うんです。

で、いろいろ調べてみたんだけどね、男鹿市の国民年金の平均額っていうのはね、女性の方は平均5万円を割ってるんですよね、月の年金額が。これから介護保険が無収入でも引かれるんですよね、介護保険っていうのは。ほかの税金は無収入だと納めなくてもいいんだけど、介護保険だけは収入がなくても最低限取られます。これが一つのひずみなんだけれども。で、平均この5万円以下の年金暮らしの方々がね、やっぱり納めきれない現象があるんじゃないかと。この点をどう分析してるのか、初めにお聞かせ願いたいと思うんです。で、比率っていうか、普通徴収の方は何人ぐらいなのかね。

もう一つは、まあ担当者は分かると思うんだけどね、この間、私も勉強してたんだけどね、今度、第9期にわたって厚労省で11項目の検討項目を提示してるんですね。で、その中を見ますとね、利用者負担が原則2割にしますからと、からだよ。だから検討してくださいということ。原則2割。それから、ケアマネジメントのケアマネの利用料も負担させてもらいますよと。それからね、軽度、要介護1・2の生活援助サービス、これを地域支援事業に回すっていうんだよね。地域支援事業っていうのは、御存じのとおり市でやってるわけだからね、これどの程度やってもこの程度やっても大して変わらないですね。まあ力があればいっぱいやるんだけど。しかし、訪問介護も人手が足らなきゃやらなくてもいいと。これが地域訪問事業ですよ。介護だと法律ですからきちっと介護度3以上は、今は介護度3以上しか保険出さないよね。介護度1・2は、あとペケなってるわけだから。だからね、これもあるの。そのほかにね、まあいっぱいあって、これ羅列したってしょうがないんだけどね、病

床の対応床に全部するとかね、それからあと、要支援の1・2の方々を地域支援サービス事業、これなぜ言うかというかね、まあ市では手が、あ、介護保険の制度からいけば楽になるんだけど、事業所そのものが大変になるんですよ。介護支援1・2がサービス打ち切られて、利用しにくくなるという現象が起きるそうなんです。

で、まあそういう状況の中でね、私この介護保険を今日質問するのはね、何とか少しでも下げる努力をする必要がないのかどうかというのが主題の質問なんです。うなぎ上りでしょう、8期までに。最初三千何ぼであったのが、今、十何倍になったんだ、平均、介護保険料っていうのは。保険あって介護なしという現象がどんどんどんどん進められた。介護保険っていうのはずっとこの8期までうなぎ上りになってるんだ、毎年毎年。で、ここに来て、介護度1・2を今度、介護保険でみないという、3以上だめですよ。で、この1・2も今度、自治体の裁量に任せちゃうと。これはね、ますます保険あって介護なしになるんですよ。こういう状況なのでね、このままいくと介護保険が崩壊しちゃうし、市民からもそっぽを向かれるし、何とか介護保険料が高いっていうのは皆さん御存じですよ、男鹿市は全県の中でも。今、トップではないようだけど、3番目だかね。これはやっぱりもう少し引き下げる努力っていうのは必要なんじゃないかなっていうことで質問させていただきたいと思います。

次に二つ目ですけどもね、検診の問題。先週、予算特別委員会で市長も、民度の問題から、挨拶のことから始まってね、検診とは言わなかったんだけど、まあなかなかイベントも含めて検診も参加率が低いような発言をした。議員の皆さんからもよろしくっていう発言がありました。そこでちょっと再質問っていうのは、答弁の口説きは要らないって私、話しちゃったんだけど。検診率が低いっていう原因をどう捉えてるのかっていうことです。検診率が下がってるっていうこと。

で、具体的な例を申し上げます。過去にも私質問したんだけど、私の町内の例です。電話でコール案内をしてね、希望者がたくさん出てきて行列になっちゃって、あと時間的にやれるオーバーラン、何ていうんだ、あと、5時からやるんだけど、7時半までできっこない状況であったと。で、次の年がくんと減ったんですよ。途中で帰った人がいっぱいいたから。その現象、議会で質問したことあるんです。もう少し丁寧に精査するべきじゃないかと。ところが今年また変なことあったんですよ。県の、あれは裁量権どこにあるのかな。検診車っていうのは県で回すのか、よく分か

らないんだけど、こちらで要請してるのかどうか分からないけど、6時からっていうことで、あ、6時、7時、行った。なかなか来ないわけだね。20分遅れて来たんです。二十何分かな。みんないらいらいらしてるわけ。で、当然まあ間に合わねえがら、おら7時だからあど帰るやと。7時半から仕事さ行かなきゃいけねえと。主に日雇いの方々、それから大潟村で働いてる人方。これ具体的に分かるの、私が行ってるから。その人方、七、八人帰ったんだよ。それがまあそれそう。次、野石の町内に行かなきゃいけないのね。一朝間に二つの検診やってるんだよ、初めてなんだけど。今までは大体宮沢へ8日、野石は9日っていうような調子でね、今、角間崎やってるんだけど、そういう取組がね、当然、宮沢で遅れば隣の町内また遅れるわけよ。帰る人帰っても。それでも20分近く遅れたんだ。あれから行って準備してるから、もっと遅れたと思うんだけどさ。そういう検診体制の在り方もね、やっぱり検証しておかないと、ただ一生懸命叫んでもね、検診率が下がったとかさ、そういう類のものじゃないっていうことを私指摘したいんですよ。なぜ検診率が低いのか。どういう現象があったのか。そういうものをちゃんと調べた上でね、検診、健康っていうのは自分のことだから大事なはずなんですよ、もともとは。呼びかけられたからやるとかの問題でないんだよ。真面目に紳士的に考えれば、自分のことだからやっぱりちゃんと検診はしてね、安心したいっていう本音がそこにはあるんですよ。ただいろんな職場の現象だとか家庭の事情だとか、思いとか心の違いがあってね、検診を粗末にする方もいるかもしれない。でも、本来は基本的にやっぱり健康っていうのは自分のことだから、何も人に言われたからやるもんじゃないわけだから、そういう状況から見ますとね、もう少し検診のやり方なりを、私は県の検診車が悪いんじゃないかと思うんだけどさ、そこら辺はどうなのかね。もうちょっとやっぱり高めるんだったら高めるなりの手立てっていうのは、真面目にやらなきゃならないんじゃないかなっていうことでね、この点について市長はね、何か検診率も低い、何だかって言うようだからね、あえて申し上げますけど、ここはやっぱりちょっとね、どうなのか原因究明してるのかどうか、お願いしたいと思います。そして、この後、検診率を高める手立てをどう考えているのか。これをきちっと教えてください。

それから、三つ目です。これ連続の問題でちょっと市長に対しても失礼なところもあるかもしれない。国保の子供の均等割の問題です。

過去2回質問したんだけど、なかなか市長は頑として譲らないわけだけどもね、今、私調べてるんだけど全国で38ぐらいになったそうですね。子供の均等割。この間の質問した段階ではまだ十何ぼしかなかった。今、急速に高まっているんですよ。なぜかという、国もやる気になったもんだから、どこの自治体もそれってということで、今、駆け込みでドッキングしてね、子どもの均等割をやりたいと、喜ばれるっちゅうことで今取り組まれて、どんどん、今年中に恐らく何百代ってところに行くと思うんですよ。

そういう点で、ちょっと理由の問題一つ申し上げますけどもね、この間、秋田市の守る会が市の講習やった。私、友達いたので聞いたんだけどね。市でも否定できなくなったんだよね。国保税、均等割っていうのは。最初はね、まあ市長もそうなんだけど、地方税法で均等割を賦課しなければならないっていう条項があるんですよ、見たら。それからもう一つはね、国から指導があってね、一般財源からの繰入れはやめるようにと指導があったんですよ。という秋田市の答えだよ、担当者がそう言ってる。だからやれないんだということにしてたんだけど、さっき質問したように特別な事情があったりすれば、均等割やることができるっていう厚労省の解釈なんです。それと二つ相まってどんどん均等割がね、まあ免除、免除っていうか軽減せざるを得なくなってるっていう状況なので、何とかそこら辺、情勢が変わってきてるのでね、市長の決断を仰ぎたいなど。何とか子供の均等割ね、人头割という批判もあるんだけど、子育て支援の立場からも検討すべきじゃないのかなというふうに思う。

で、金額。今、国から軽減措置があって何ぼかなるんだけど、18歳まで、もし男鹿市の場合、子供だけについての均等割額を予算化したら幾らになるのかね。積算していたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（太田譲） 菅原介護サービス課長

○介護サービス課長（菅原章） それでは、私からは介護保険に関する部分でお答えさせていただきます。

まず、令和3年度1億4,000万を超える黒字であったというお話ございました。これに関して、ちょっと直接的ではないかもしれませんが、まずこの男鹿市の介護保険の支出に関する部分でいきますと、介護給付費というのが90パーセントを占めて

おります。その中で、まあいろいろ状況はあるわけですが、端的に申し上げて、これが予想よりも伸びなかったと、予想ほどはかからなかったというのが一番大きな原因なんですけれども、本市の介護給付費の中身的に言いますと、特別養護老人ホームとか老人保健施設、それからショートステイなど、そういった形の施設入所型のサービス、これが65パーセントほど占めております。で、どうしてもこういうものというのは、かかり増しになっていくといたしますか、1人当たりの単価という言い方をしてしまいますと、とても高い金額になっていきます。そういったこともあって、本市の特徴といたしまして、どうしても独居の老人、独居の家とか、あと夫婦、高齢者夫婦のみとかそういったところが多いという実情もあるために、こういう介護が必要な状況になった場合に、その家族であるとか周りからも施設入所が一番安心だと、そういったような方向性に行ってしまうというケースが多々見受けられます。これは県だとか国レベルと比べた場合も、男鹿市の場合、その傾向が強いです。

そういったために、私どものほうでは、この介護給付費自体を抑えていくというような観点から、今年度の事業でやってるんですけども、包括ケアシステムの推進事業というような形で、いわゆる中身といたしましては、在宅限界点を引き上げたい。例えば、ヘルパーさんであるとか、通所型のデイサービスであるとか、要するに入所ではないサービスを活用しながらきめ細かに使いながら、できる限り自宅で過ごす、こういったものを進めていこうという考え方を進めておりまして、その介護関係者、医療関係者、こういった多業種のところなどで研修会なども行いまして、そういった基本的な考え方というのをまず統一していきましょと、そういった動きをやっております。

そういったことで、何とか給付費自体を抑えていくということが何よりでありまして、給付費を抑えていくということで、このたびもこの1億4,000万を超える黒字ということになったわけですが、これを基金に積んでおりまして、この第7期から第8期、今の第8期に来るに当たって、そこで基金にためてあったものを、これを保険料の抑制に充てようということで、2億5,600万ほどをこの第8期で保険料のところに充てて、現在保険料は引き下げたという形になっております。

この考え方といたしましては、今後、次の第9期に向けても、今できる限り皆さんの健康状態、そういったものを維持しつつ、給付費をどんどんこうなるべく使わない

ように落とし込んでいながら、落とし込むといっても実際はじりじりと増えてはいるんですけども、そういったところ、急激に増えるっていうことを抑えていながら、そういう基金とかも増やして、次の第9期もこういう形で保険料の抑制に充てていければというふうに考えております。今後の進め方としては、そのようなことを思っております。

私からは以上でございます。

○委員長（太田譲） 佐藤税務課長

○税務課長（佐藤静代） 私からは、介護保険料についてでございます。

まず、普通徴収と特別徴収の方の被保険者数の人数ということでお答えさせていただきます。

令和3年度につきまして、特別徴収の被保険者数は1万1,822名、普通徴収の方が1,463名となっております。金額にいたしまして、調定額全体に占める特別徴収の調定額は92.6パーセントというふうになってございます。

不納欠損ですけれども、介護保険料ですので時効が2年ということになっておりますので、2年たつと不納欠損しているという例がありますので、介護保険料については、そういった理由で2年たてば時効になってしまう方が多いということだと認識しております。

それと、国民健康保険税の子供に係る被保険者均等割額の軽減についての御質問でございました。

子供に係る被保険者の均等割の軽減につきましては、令和4年3月定例会で国民健康保険税条例の一部を改正してございます。こちらにつきましては、未就学児につきまして2分の1を軽減するというような格好で、令和4年度につきましては実施しております。この制度が令和4年度から始まるということにつきまして、国のほうで消費税の増収分を充てるとして、地方交付税により地方負担分を財政措置するというような通知がございました。ですので、こちらのほうの地方負担分につきましては、財源のほうが確保できるというふうに考えてございます。

こちらのほうの制度ですけれども、もともと、委員のほうが御存じかと思えますけれども、国保の広域化、県のほうで運営のほうを行う前にですね、国民健康保険の事業に係る国庫負担金というのがありまして、そちらのほうで福祉医療、こちらのほう

を地方単独事業として行っている場合、無料ですので医療費がたくさんかかるということで、この国庫負担金につきまして、国のほうで減額調整措置というのを行っていました。それで、地方のほう、市長会でありますとか知事会のほうであります、この地方負担分について減額調整を行うのをやめるようにということとずっと国のほうに協議してございました。こちらのほうがどんどん変わってきまして、子育てのほうとの絡みもありまして、今般、均等割、子供に係る均等割について軽減するというような形で決着をつけているというような状況でございます。

それですね、こちらのほうにつきましては、今現在、先ほどもお話しましたように、財源措置のほうを国のほうで考えていただいて、今現在、未就学児について半額を軽減しているというような状況でございます。

男鹿市につきましては、こちら4年度の国民健康保険税の運営につきまして、3月末の段階で試算してございまして、未就学児につきまして半額均等割免除した場合の金額ですけれども、それが大体64万5,000円程度というふうにそのとき試算してございます。で、同時に、そのとき18歳まで均等割を全額免除した場合、こちらの場合の負担金、追加で負担する分ということですが、今の64万5,000円プラス450万円程度かかるのではないかとというような試算をしております。

ただ、先ほども申しましたように、こちらのほう追加で負担した場合は、財源については措置されておられません。それで、委員も御存じのとおり、今の国民健康保険は県のほうが主体となって運営しておりますので、そちらのほう、ちょっと県全体としての足並みをそろえたいということで、こちらのほう、男鹿市のほうでは今のところ見合わせております。

ただ、先ほど言いましたとおり国のほうへの要望につきましては、知事会や市長会のほうを通してずっと行っているというような段階でございます。それに対しまして、国のほうですけれども、令和3年6月3日にですね、衆議院の厚生労働委員会のほうで国会で附帯決議されてございまして、ここにつきまして半分のほうの軽減が決まったわけですが、市町村や都道府県等における財政状況を勘案しながら、対象者や減額幅のさらなる拡充を引き続き検討することというふうにして附帯決議されておりますので、これをもとに国のほうで検討し、また財源の措置のほうもしていただけたら、今回のように国民健康保険、地方税法、そういったものも改正されていくのか

なというふうに思っておりますので、市といたしましては、国の動向のほう注視してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（太田譲） 佐藤健康推進課長

○健康推進課長（佐藤一明） それでは、委員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど委員がおっしゃったことは、この4月の検診時のお話かと思えます。その際の検診の会場は、玉ノ池と宮沢と野石の3か所を渡り歩くというか、時間をずらして検診して歩くというものでした。当方でもこの事案に関して話を聞いておまして、一応この検診事業は保健事業団のほうに委託して、保健事業団のほうから検診車等が現場のほうにやってきて検診を行うというものです。で、当日も最初の地区に関して通常どおりに来たらしいんですけども、今年度から保健事業団が使っている検診システムというのが新しくなっておりまして、まだ当時の検診が始まった頃には、そのシステムの使い勝手というか、使いこなせていない状態だったということで、どうしても入力作業に手間がかかって、その次の会場に行くのが遅れてしまったという話は伺っております。まあそれはあくまでも事業団さんの言い分であって、そういう理由はあろうかもしれないですけども、男鹿市としては検診率を上げていくには、1人としてできれば逃したくないっていうところがやっぱり正直あるものですから、ましてや遅れたことが原因で帰ってしまったっていうのはちょっと本末転倒なこともありますので、そういうことは二度とないようにしていただきたいということを事業団さんのほうには伝えております。

そういったことで、1人でも多く受診をしていただきたいということもありますので、今までも受診率が低いというのは周知の事実であって、これを我々も常日頃から受診率上げたいということでいろいろ対策等行って受診もしていただいているんですが、なかなか上がっていかない現状もあります。その中でもやっぱり上げるためにいろいろ考えてるわけでありまして、本年度も早朝検診だとか、ニッチをついていろいろできることをやっているつもりです。また、今後の方向性としても当然受診率を上げていかなければならないんですが、そもそもなぜ受診しないのかというような原因の部分を探るという意味で、例えば今までちょっとアンケートだとかっていうのはあったのかというと、それは正直やってないみたいなんです。情報がない、手元にないも

のですから、やはり根本的な原因を探っていくためには、そのアンケート等の調査を今後実施したいなというふうに考えており、そのアンケート結果などを基にして、今後の方向性などそういうものを考えていければなというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（太田譲） 再質疑ありませんか。

○4番（安田健次郎委員） 介護保険の医療費がかかり増しになってる特徴があるっていうお答えなんだけれども、それで施設移行するのを在宅介護方式に変えようとしてもね、それどう分析してその可能性が高まるかっていうのを考えたことありますか。なぜ一般の家庭で施設に預けるのか。例えばね、皆さん職場で2人夫婦で働いてる場合、お年寄りになった場合、在宅介護できますか。農家の方なら手間暇に3時に来たり、5時に来たりして私やった経験あるけども、やれます。そういう現象が多いから施設介護が多いんですよ、と思う、私は。そこら辺どう捉えてるのかね。ただ他市と比べてさ、施設がいっぱいあり過ぎて、そこに入所する方が多いから介護保険料がかかると、かかり増しになってるとこの言い方では、ちょっとどうかな、理解できるのかと疑問があります。まあ仮にそうだとしたらそうなりにね、どれだけ地域支援事業を効率よくやれるかっていう、スタッフいますか。で、第9期になれば、今度介護度1・2の人方も地域支援事業に移行するわけでしょ。そしたら相当のスタッフがいなければ駄目だと思うよ。ケアマネも含めて。逆に一番大変になるんじゃないかなとは思うんだけど、仕事の関係でいけばね。予算の関係からいったらそれは幾らか保険料が下がる可能性はあるかもしれない。そこら辺はどう捉えてるのかね。私は決して、介護施設費が高いからね、介護保険料が高い現象だと。だとしたらそれは解決する方法、手立てを考えなきゃならない。それが在宅介護のほうだということだとしたら、私はちょっと反市民的じゃないかなと思うんだけど、課長はどう思いますか。まずね。

で、ほかの自治体と比べて2億円になった、そこちょっと忘れた。いずれ引下げ努力はね、するっていう答えは、在宅介護中心にやるという答えなようだけどね、それだけじゃなくてさ、介護保険料、保険あって介護なしっていう現象からするとね、やっぱり高いっていうイメージは拭えないと思う。やっぱり今まで何十年って保険掛けてきた方だからね、せめて息子の世話にならなくてもね、今まで掛けた分で介護の

お世話になりたいって言っても普通じゃないですか。それもやぼだというの。そのための介護保険でしょ、全国共通でみんな支え合おうってできた介護保険なんです。そこにひずみがあっては、私はまずいと思う。だから決して保険あって介護なしなんていう現象は慎むべきだと思うんだけど、これ課長の立場からいけば財源の問題もありますから、在宅支援中心にやりたいという、地域支援へ移行をした場合、十分大丈夫ですか。答えを求めます。

検診、まあ確かにね、玉ノ池から来たって言ってたな。ちょっと忘れたけど。いずれそういう現象があったのは課長が認めたようにね、それを保健事業団に申し入れたんでしょ。

で、もう一つは、それだけに限らず、どの程度、市長が言うように検診率下がっているの。特徴的に。今、数字、何人何人でなくてもいいんだけど。過去には相当、昔、前はね、まあ古い話だけれども、婦人会が結構頑張ってる時、それから町内会がうんと自主的に頑張ってる時はね、検診推進事業とか相まってね、行きましょう、やりましょう、検査しますかなんてね、一軒一軒回ったりした経緯があるわけだけど、そういう取組は今やらないよね。だから、ただ呼びかけしていつ検診ありますからどうぞ。健康は大事ですよという広報とチラシで示してるだけで、手取り足取りではないんですね。だからもう少し検診っていうのを軽く見ないで、もう少し真剣に受診率を高めるとかね、それが医療費にどの程度直結するかは私よく分からないよ、分析してるわけでないから。専門家は多分やってると思うんだけど。そういう点から絡めてね、本当にこう検診事業が大事だとしたら、いろいろやってるのは分かるよ。そのことは批判しない。高齢者のためのこともやってるし、子供、歯のこともいろいろやってるのも十分分かるし。相当忙しくやってるんですよ。ただ検診率だけで言えば、全体的に検診を高めてがんを早めに予知するとかね、その事業だけについてはちょっとやっぱり私は気になりますので質問してるわけだけれども、これからの検診率を高める手立て、心構えだけでも考えていたらお答え願いたいなと思います。

それから、均等割の問題、やっとなら金額が出てきたように、前には言ってなかったと思う。まあ簡単に言えば、もう500万あればできるわけだ。課長の答えでいけば。で、確かに広域化になってる。うちのほうは今、県の広域代表者は市長でなく議長でなかったかな。そうすると、このぐらいの額だとすればさ、県の協議会に行って、広

域の発言できるわけでしょう。できるっていうかね、やる気、やるかやらないか別としても。このぐらいのお金さえあれば、男鹿市の場合でもよ、もう500万ぐらいあれば全部無償化するにいいと。例えば北秋田市、例えば大仙市だとすれば、比率でいってもね、このぐらいあれば無償化しても、あ、均等割を外してもいいんじゃないかっていうこと議論になる可能性があるんです。私方、全県もんで、社保協通してももちろん発信しますけれど、そうすれば何とか可能性としては出てくる。単独で今、男鹿市で「うん」という答えはできないかもしれないけど、ただ今までな市長答弁だと、制度上だとか云々っていうことでね、やりきれなかったんだけれども、もし500万程度でやれるんだとしたらさ、県にやっぱり、大声出してしゃべるにいい額じゃないかなと思うんですよ。その点について、もう分かったからいい。そういうことで、いずれそのぐらいの額だとすれば分かりました。

以上です。二つだけお答え願います。

○委員長（太田譲） 菅原介護サービス課長

○介護サービス課長（菅原章） それでは、私からは介護保険の関係のことで。

ちょっと私も説明不足だったかもしれません。それはおわびいたしますが。

やはり今委員がおっしゃられたように、介護を取り巻く状況というのは非常に難しい状況にありまして、特に男鹿市の場合、やはり提供するサービスを担う方々というものもなかなかいないと、少ないという状況にあります。やはり介護事業を行っているのは民間事業者ですので、そういったところでなかなかこう、いわゆるかゆいところに手が届かないといえますか、そういう状況であるというのはもうまさにそのとおりでございます。

それで、先ほど申し上げた在宅限界点を引き上げたいというような考え方というのは、まあすぐ即効性のあるやり方というわけではないんですけれども、今後に向けたその方針的な考え方として、できることはできるように。まあ年を重ねていって高齢者になっても、自分でできることはできる。で、そのことについて周りから多少手助けすることで何とかそういう状況を長く続ける。ただ状況で、やはり一人で暮らす、もしくは老夫婦だけで暮らすっていうことが無理になっていきます、やがては。そうなった際には、やはり施設に入所すると。そういった道っていうのは否定するものではありませんし、そういうふうになっていく可能性が高いと思います。ただ、それを

まだいろいろやれるうちに、ちょっと手助けすればまだ自宅で暮らせる状態である人方を、施設に入れて手取り足取りお世話してしまうと、やはりどんどん弱くなってしまふ。そういうふうになるのを抑えていきたいというところの思いもあります。そういったところで、いろいろ、先ほども申し上げた包括ケアシステムの推進強化ということで、医療関係、介護関係、そういった事業者たちとも話してるんですけども、やはりそういうところを頭に入れて、できるだけそういう方向に事業展開していかないかということも含めてのことです。

今、男鹿市内では、やはりショートステイとかは随分こう事業者が多くて、全国的に見てもかなりそこは潤沢だと思います。ですけども、デイサービスだとかそういった通いの場であったり、あと訪問介護であったり、そういったところがどうしても弱い傾向にあって、そこら辺をもうちょっと強くしていければ、よくね高齢者の方からお話聞けば、いや、俺本当は自宅にいたいんだよと、うちで過ごしたいんだよと。だけど離れてる息子方が心配してきと。こういう声って結構多いんです。ですので、そういうところなんかをサポートしていけるような、そういうふうな向きにしていけたらいいなということで、在宅限界点を引き上げたいと先ほど申し上げたものであります。

即効性という意味ではあまりこう、すぐにはそういうことができないかとは思いますが、そういうことを目指して今後もやっていきたいと。そうやっていくことで、給付費とかも幾らかでも抑えていければ、皆様の負担、保険料とかも抑制できるのではないかなという考えであります。

御理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（太田譲） 佐藤健康推進課長

○健康推進課長（佐藤一明） 委員の御質問にお答えします。

先ほど受診率の話が少し出てましたけども、例えば受診率、今、手元にある資料では、検診も幾つか種類あるんですけど、例えば特定健診であれば、平成27年度では24パーセントだったものが令和3年度では17.9パーセント、後期高齢の健診が平成27年10.5パーセントだったのが8.6パーセント、これは当然間にはコロナ禍がありますので、そこできっと減ってるというのはあります。まあそれをなくしたとしても、全体的にやっぱり正直下がってきております。ただ、もともとの数字

が低いので、低い、その減少率っていうのは確かに大きくはないかもしれませんが、まずもって低いというのが、男鹿市の場合低いというのは大前提にあるものですから、やはりそこを上げていくと。

ただ、数字さえ上がればいいのかっていう話ではなくて、数字っていうのはあくまでも目に見える形でありますから、その根本的な考えとしては、市民を1人でも救っていく、病気にならないで健康に過ごしていただきたい、それを目指すために検診というのはやっていますので、その結果としてそれが数字として出るのが検診率ですから、まず数字もある意味大切ではありますが、一人一人の命を救っていくという心構えでこれからも健康事業を進めていければなというふうには考えております。

○委員長（太田譲） さらに質疑ありますか。

○4番（安田健次郎委員） 終わりますけども、介護サービス課長はよ、さすがにシンクタンク、皆さん専門家ですからね、そのとおりだと。要は、介護現場も今、健康保険のほうの検診の問題も含めて社保協で言ってるのは、ケアが大事ですよ。入院させるよりも入所させるよりも、施設、ほかに頼むよりも、どれだけ周りがケアするか。まして専門の立場に立ってる人方、ケアする人をどれだけ多くつくるかによって介護保険も健康保険もよくなるっていう、決議が上げられてます。そうだと思うんです。そうでしょ。ケアする人が少ないんだ、どこも。それを養成しなけりゃならないんですよ。そこにやっぱり力を注ぐべきではないかと思います。

以上で終わります。

○委員長（太田譲） 4番安田委員の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（太田譲） 質疑なしと認めます。よって、特別会計に係る質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告ありませんので終結いたします。

これより採決を行います。

議案第57号令和3年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第58号から議案第61号までの令和3年度男鹿市各特別会計歳入歳出決算の認定につい

を一括して採決いたします。本5件を原案のとおり認定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(太田譲) 御異議なしと認めます。よって、本5件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告については、当席に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(太田譲) 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

次に、お諮りいたします。冒頭皆様にお諮りいたしましたように、本委員会の日程についてであります。全ての日程を終了いたしましたので、本日をもって終了することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(太田譲) 御異議なしと認めます。よって、これにて決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時46分 閉 会